

## 新 旧 対 照 表

旧		新	
第 1 阿蘇くじゅう国立公園管理計画区設定方針	1	1 管理計画区分方針	1
1 管理計画区分方針	1	2 管理計画改定方針	3
2 地域管理計画作成方針	1	3 くじゅう地域管理計画区の概要	4
3 くじゅう地域地域管理計画区の概要	3	(1) 自然の概要	4
4 地域地区別面積	5	(2) 利用の概要	6
5 くじゅう地域の指定及び計画の経緯	5	(3) 地域面積	8
6 公園計画	6	(4) くじゅう地域の指定及び計画等の経緯	9
第 2 管理の基本的方針	8	(5) 公園計画	10
1 保護に関する方針	8	4 管理の基本方針	14
2 利用に関する方針	11	(1) 保護に関する方針	14
第 3 風致景観の管理に関する事項	12	(2) 利用に関する方針	14
1 許可、届出取扱方針	12	5 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	16
2 公園事業取扱方針	17	(1) 風致景観及び自然環境の特性	16
第 4 地域の開発、整備に関する事項	22	(2) 保全対象と保全方針	16
1 自然公園施設	22	(3) 野生動植物等の保護管理	19
2 一般公共施設	22	6 適正な公園利用の推進に関する事項	21
3 その他の大規模施設	22	(1) 公園利用施設の整備及び維持管理	21
第 5 土地及び事業施設の管理に関する事項	23	(2) 利用者の指導等に関する事項	23
1 国有財産の管理	23	7 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	25
2 その他の土地又は事業施設の管理	23	(1) 許可、届出等取扱方針	25
3 その他	23	(2) 公園事業取扱方針	35
第 6 利用者の指導等に関する事項	24	8 地域の美化、修景に関する事項	43
1 自然解説に関する事項	24	(1) 美化清掃計画	43
2 利用の規制	24	(2) 修景緑化計画	45
3 利用者の安全対策	25	9 その他	45
第 7 地域の美化修景に関する事項	25	(1) 環境省所管地及び直轄施設の管理	46
1 美化清掃計画	25	(2) 直轄施設以外の施設管理	47
2 修景緑化計画	26	(3) 関連施策との連携	47
第 8 その他関連事項	26	別添	
1 国立公園連絡会議の開催	26	1 「テニスコート取扱要領」	省略
2 国の関係機関との連携協力	26	2 くじゅう地域内における修景緑化植物について	
3 関係各種団体との連携協力	26	3 特別地域内において採取又は損傷を規制する植物	
追補 1			
阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域内 における修景緑化植物について	27		

参考資料

1 管理計画検討会名簿	-----	2 9
2 作成経緯及び検討経緯	-----	2 9

第1 阿蘇くじゅう国立公園管理計画区設定方針

1 管理計画区分方針

本国立公園を二分する景観構成及び公園管理の実態等を勘案し、行政区分を主体に次のとおり管理計画区を設定する。

管理計画区名	県名	市町村名
くじゅう地域	大分県	別府市、 <u>庄内町</u> 、 <u>湯布院町</u> 、 <u>久住町</u> 、 <u>直入町</u> 、九重町、玖珠町
阿蘇地域	熊本県	菊池市、 <u>旭志村</u> 、大津町、 <u>一の宮町</u> 、 <u>阿蘇町</u> 、南小国町、小国町、産山村、 <u>波野村</u> 、高森町、 <u>白水村</u> 、 <u>久木野村</u> 、 <u>長陽村</u>

くじゅう地域管理計画区は、阿蘇くじゅう国立公園の大分県側に係る地域であり、行政区域では、別府市・庄内町・湯布院町・久住町・直入町・九重町・玖珠町の1市6町にわたっている。

また、くじゅう地域管理計画区の面積は、本国立公園の総面積72,678 haの約25% (18,310 ha)を占めている。

本管理計画書は、本国立公園くじゅう地域の現状・特性を基に、従来より行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。くじゅう地域は、景観構成および利用形態も共通していることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するために、本管理計画書においては、くじゅう地域を一管理計画区として取り扱うこととする。

1 管理計画区分方針

阿蘇くじゅう国立公園を二分する景観構成及び公園管理の実態等を勘案し、行政区分を主体に次のとおり管理計画区を設定する。

管理計画区名	県名	市町村名
くじゅう地域	大分県	別府市、 <u>由布市</u> 、 <u>竹田市</u> 、 <sup>ここのえ</sup> 九重町、玖珠町
阿蘇地域	熊本県	菊池市、 <u>阿蘇市</u> 、大津町、南小国町、小国町、 <sup>うぶやま</sup> 産山村、高森町、 <u>南阿蘇村</u>

くじゅう地域管理計画区は、阿蘇くじゅう国立公園の大分県側に係る地域であり、行政区域では、別府市、由布市、竹田市、九重町及び玖珠町の3市2町にわたっている。

また、くじゅう地域管理計画区は、本国立公園の総面積72,678 haの約25% (18,310 ha)を占めている。

本管理計画書は、本国立公園くじゅう地域の現状及び特性を基に、従来より行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。くじゅう地域は、景観構成及び利用形態も共通していることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するために、本管理計画書においては、くじゅう地域を一管理計画区として取扱うこととする。

|

|

|

## 2 管理計画作成方針

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域管理計画は、昭和56年に作成、平成2年に改訂され現在に至っている。この間、公園計画の第2次点検、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園をとりまく社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、本地域の良好な自然の利用に主眼をおいた従来の基本方針を踏襲しつつ、地域の特性を活かした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改訂を行うこととする。

- (1) 公園計画の基本に基づき、従来からの指導指針等も含めて、行為の種類ごとに取扱方針を整理し、整合性のある風致景観の管理を図る。
- (2) 施設の整備及び管理について、総合的な検討を行い、自然条件に見合った適正な利用の促進を図る。
- (3) 公園利用者に対する指導体制の整備、普及啓発活動等の充実・強化を図る。
- (4) 保全対象の明確化とその保全方針について整理する。
- (5) 現行の管理計画運用上、現状にそぐわない部分の改訂及び新規取扱いを追加する。
- (6) その他、地域の特性に応じて、現地管理のために必要な事項の整理を行う。

## 2 管理計画改定方針

くじゅう地域管理計画は、昭和56年に作成、平成2年及び13年に改定され現在に至っている。

最終改定以降、生物多様性保全への対応、三位一体の改革に伴う自然公園整備の国と地方の役割分担の明確化、市町村の大規模合併等国立公園を取り巻く状況の変化があったことから、今般、次の項目を重点に所要の改定を行うこととする。

- (1) 既存の管理計画作成後における公園事業及び行為許可等の取扱方針について、現状に合わせて整理及び変更する。
- (2) 既存の管理計画作成後の整備状況、地域状況の変化に対応する。
- (3) ラムサール条約湿地の登録に伴う湿地の保全等保全対象にかかる保全方針について、地域と協働し、維持管理を行っていくことを明確にする。
- (4) 平成18年4月20日付け改正された管理計画作成要領に沿った記載内容に整理する。

### 3 くじゅう地域管理計画区の概要

本管理計画区の概要は、次のとおりである。

#### (1) 自然の概要

項 目		概 要
自然 の 概 要	標 高	300m(別府市小倉)～1,791m(中岳)
	地 形 地 質 気 候	<p>本管理計画区は、別府温泉の背後に位置する由布鶴見地域の山岳部、九州の屋根と呼ばれるくじゅう山群及びその山麓に広がる広大な草原並びにこの草原を横断するやまなみハイウェイ(別府阿蘇道路(車道)以下「やまなみハイウェイ」という。)沿線地域で構成されており、山麓部の各地に温泉が点在している。</p> <p>由布岳(1,583.5m)と鶴見岳(1,374.5m)は、両火山とも美しい山容をなしており、由布岳は豊後富士とも呼ばれている。由布岳の山麓から中腹にかけては、古くから採草放牧、<u>火入れ</u>が行われ、美しい草原景観を作り出している。</p> <p>また、湯布院から飯田高原までのやまなみハイウェイ沿線も古くから採草・放牧・<u>火入れ</u>が行われ、広大な草原・杉の植林地及び畑地となっており、主要な景観要素となっている。</p> <p>くじゅう山群は、九州本島最大の山塊であり、九州最高峰の中岳(1,791.0m)を中心に久住山(1,786.8m)・大船山(1,787.1m)等のおよそ1,500m～1,800mの峰々からなり、トロイデ型火山地形として、変化のある景観を呈している。これらは今から約30万年前に始まる九重火山の活動によって形造られたものであり、<u>溶岩</u>円頂丘と一部の成層火山体とからできており、<u>急しゅん</u>な多くのトロイデ群がそびえる。火口や火山灰、噴出岩の堆積で形成され、くぼ地が多い。それらの多くが、豊富な湧き水や雨水によって湿地や湿原となり水辺の生物を育てている。</p> <p>くじゅう山群の北に広がる飯田高原、南に展開する久住高原は、ともに火山砕屑岩流や降下火山灰によってつくられており、傾斜のゆるい火山性裾野となっている。山麓部は、古くから採草・放牧・<u>火入れ</u>等が行われ、飯田高原や久住高原等の广大</p>

### 3 くじゅう地域管理計画区の概況

#### (1) 自然の概要

項 目		概 要
自然 の 概 要	標 高	300m(別府市小倉)～1,791m(中岳)
	地 形 地 質 気 候	<p>本管理計画区は、別府温泉の背後に位置する由布鶴見地域の山岳部、九州の屋根と呼ばれるくじゅう山群及びその山麓に広がる広大な草原並びにこの草原を横断する別府阿蘇<u>線</u>道路(車道)(以下「やまなみハイウェイ」という。)沿線地域で構成されており、山麓部の各地に温泉が点在している。</p> <p>由布岳(1,583.3m)と鶴見岳(1,374.5m)は、両火山とも美しい山容をなしており、由布岳は豊後富士とも呼ばれている。由布岳の山麓から中腹にかけては、古くから採草、放牧及び<u>野焼き</u>が行われ、美しい草原景観を作り出している。</p> <p>また、湯布院から<sup>飯田</sup>飯田高原までのやまなみハイウェイ沿線も古くから採草、放牧及び<u>野焼き</u>が行われ、広大な草原・杉の植林地及び畑地となっており、主要な景観要素となっている。</p> <p>くじゅう山群は、九州本島最大の山塊であり、九州最高峰の中岳(1,791.0m)を中心に<sup>くじゅうさん</sup>久住山(1,786.5m)や<sup>たいせんざん</sup>大船山(1,786.2m)等のおよそ1,500m～1,800mの峰々からなり、トロイデ型火山地形として、変化のある景観を呈している。これらは今から約30万年前に始まる九重火山の活動によって形造られたものであり、<u>溶岩</u>円頂丘と一部の成層火山体とからできており、<u>急峻</u>な多くのトロイデ群がそびえる。火口や火山灰、噴出岩の堆積で形成され、くぼ地が多い。それらの多くが、豊富な湧き水や雨水によって湿地や湿原となり水辺の生物を育てている。</p> <p>くじゅう山群の北に広がる飯田高原、南に展開する久住高原は、ともに火山砕屑岩流や降下火山灰によってつくられており、傾斜のゆるい火山性裾野となっている。山麓部は、古くから採草・放牧及び<u>野焼き</u>等が行われ、飯田高原や</p>

な草原景観を作り出している。草原と中央部の火山体群とのコントラストは、くじゅう地域の代表的な景観である。

また、当地域には、坊ガツル湿原・タデ原湿原・地蔵原湿原・小田の池湿原・猪の瀬戸湿原等の学術的に貴重な湿原が発達している。

くじゅう山群は、北西の季節風をまともに受けるため11月から4月にかけて雪が降る。3月は乾燥した晴天が多く野焼きの季節であるが、6月から7月にかけて南西からの湿った風がくじゅう山群に吹きつけ多量の雨を降らせる。標高1,000m以上で年平均3,000mm、坊ガツルでは4,000mmもの降水量がある。10月始めには紅葉が始まり、山は冬の気配となる。

動・植物

標高およそ1,500m～1,800mの火山山頂帯は、冬の強い季節風や硫黄山からの火山性ガスによって、本州中部の高山帯と共通する要素が見られ、火山山頂帯では、ミヤマキリシマ・ミヤマビャクシン・コケモモ・マイヅルソウ等にササを伴って高山に似た低木林が発達し、山腹から山麓にかけてはノリウツギ・ミズナラ等落葉広葉樹林となっている。特に大船山一帯のミヤマキリシマ群落と久住山一帯のコケモモ群落は国の天然記念物に指定されている。また、黒岳一帯はブナやオヒョウなどの多い樹林に覆われている。

山麓部は、古くから採草・放牧・火入れ等が行われており、飯田高原や久住高原ではススキ草原が広がり、ネザサやワラビなどの多い退行草原になっている。一方、この草原には大陸系遺存植物とされるヒゴタイ・キスミレ・エヒメアヤメ等が見られる。また、坊ガツル・タデ原・小田の池・猪の瀬戸などの湿原には、ヌマガヤ・サワギキョウなどが群生する貴重な植生が発達している。

動物は、キツネ・タヌキ・イノシシ・シカ・ウサギ等の哺乳類をはじめ、カモ類・カケス・オオヨシキリ・コゲラ・イカル・カシラダカ・ムクドリ・モズ・コゲラ・ウグイス・ホオジロ等の鳥類が生息し、小田の池・山下池は水鳥の生息地となっている。また、北方系のウラジロミドリシジミ等の高山蝶や牛の糞を餌とするコガネムシ等昆虫の仲間も多い。

久住高原等の広大な草原景観を作り出している。草原と中央部の火山体群とのコントラストは、くじゅう地域の代表的な景観である。

また、当地域には、坊ガツル湿原・タデ原湿原・<sup>じぞうばる</sup>地蔵原湿原・小田の池湿原及び猪の瀬戸湿原等の学術的に貴重な湿原が発達し、平成17年11月には坊ガツル湿原とタデ原湿原がラムサール条約湿地に登録されている。

くじゅう山群は、北西の季節風をまともに受けるため11月から4月にかけて雪が降る。3月は乾燥した晴天が多く野焼きの季節であるが、6月から7月にかけて南西からの湿った風がくじゅう山群に吹きつけ多量の雨を降らせる。標高1,000m以上で年平均3,000mm、坊ガツルでは4,000mmもの降水量がある。10月の初めには紅葉が始まり、山は冬の気配となる。

動・植物

標高およそ1,500m～1,800mの火山山頂帯は、冬の強い季節風や硫黄山からの火山性ガスによって、本州中部の高山帯と共通する要素が見られ、火山山頂帯では、ミヤマキリシマ・ミヤマビャクシン・コケモモ及びマイヅルソウ等にササを伴って高山に似た低木林が発達し、山腹から山麓にかけてはノリウツギ及びミズナラ等落葉広葉樹林となっている。特に大船山一帯のミヤマキリシマ群落と久住山一帯のコケモモ群落は国の天然記念物に指定されている。また、黒岳一帯はブナやオヒョウなどの多い樹林に覆われている。

山麓部は、古くから採草・放牧及び野焼き等の管理が行われており、飯田高原や久住高原ではススキ草原が広がり、ネザサやワラビなどの多い退行草原になっている。一方、この草原には大陸系遺存植物とされるヒゴタイ・キスミレ及びエヒメアヤメ等が見られる。また、坊ガツル・タデ原・小田の池及び猪の瀬戸などの湿原には、ヌマガヤ及びサワギキョウなどが群生する貴重な植生が発達している。

動物は、キツネ・タヌキ・イノシシ・シカ及びウサギ等の哺乳類をはじめ、カモ類・カケス・オオヨシキリ・コゲラ・イカル・カシラダカ・ムクドリ・モズ・コゲラ・ウグイス及びホオジロ等の鳥類が生息し、小田の池及び山下池は水鳥の生息地となっている。また、北方系のウラジロミドリシジミ等の高山蝶や牛の糞を餌とするコガネムシ等昆虫の仲間も多い。

特記事項	<p>九州本島最高山岳地帯で、高山帯に似た火山山頂帯のミヤマキリシマ群落が見られる。ミヤマキリシマ群落については、<u>自然の推移を重要視し、その保護対策(害虫防除措置を含めて)には人為的措置をとっていない。</u></p> <p><u>黒岳及び周辺部にイヌワシの生息が確認されている。</u></p> <p>火山性高原には、多くの大陸系遺存植物が生育し、多様な植物相が見られる。これらの植物を食草とする昆虫相も多様である。</p> <p>火山山頂帯や山麓高原には多くの湧水地や湿地、噴気孔があり、特有な形状と植生が発達している。</p>
------	---

(2) 利用の概要

項目	概要
利用の概要	<p>登山・キャンプ等の自然探勝、本地域と阿蘇地域を結ぶやまなみハイウェイを中心としたドライブ利用、長者原・筋湯・湯布院等各地に点在する温泉での保養が主である。</p> <p>由布鶴見地域は、登山や散策などの利用がなされており、鶴見岳には、ロープウェイが架設され年間約4.2万人の利用がある。</p> <p>また、由布岳には年間8万5千人の登山者が訪れ、志高湖で(2.0万人)神楽女湖(1.2.8万人)や城島高原(8.8万人)は、やまなみハイウェイ無料化後増加傾向にある。</p> <p>登山は、交通の便が良く、容易に登れることから、くじゅう山群で年間3.5万人以上の利用がある。</p>
年間利用者数	<p>(平成9年度環境庁自然保護局自然公園等利用者数調)</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域 7,380千人</p> <p>長者原集団施設地区 4,997千人</p>

特記事項	<p>九州本島最高山岳地帯で、高山帯に似た火山山頂帯には本公園の景観を特徴づけるミヤマキリシマ群落が見られる。ミヤマキリシマ群落については、<u>植生の遷移により、ノリウツギ及びアセビ等の被圧により減少傾向にある。</u></p> <p>火山性高原には、多くの大陸系遺存植物が生育し、多様な植物相が見られる。これらの植物を食草とする昆虫相も多様である。</p> <p>火山山頂帯や山麓高原には多くの湧水地や湿地、噴気孔があり、特有な形状と植生が発達している。</p>
------	---

(2) 利用の概要

項目	概要
利用の概要	<p>登山及びキャンプ等の自然探勝、本地域と阿蘇地域を結ぶやまなみハイウェイを中心としたドライブ利用、<sup>ちようじゅばる すじゆ</sup>長者原・筋湯及び湯布院等各地に点在する温泉での保養が主な利用形態である。</p> <p>自然探勝として、由布鶴見地域は、登山や散策などの利用がなされており、鶴見岳は、ロープウェイを利用し山頂からの眺望を目的とした利用、由布岳は多くの登山者が訪れ、志高湖(約1.5万人)及び<sup>しだかこ</sup>神楽女湖(約4.6万人)では、キャンプ等の利用がある。</p> <p>くじゅう山群は、交通の便が良く、容易に登山できることから、坊ガツル湿原への自然探勝を含め多くの利用がある。</p> <p>長者原地域は、タデ原湿原の木道を利用した散策に多くの利用が見られる。</p> <p>山岳トイレを巡る最近の状況として、快適なトイレ利用を推進するため利用者負担による維持管理、マナー向上に向けた啓発活動を実施している。</p>
年間利用者数	<p>(平成22年度環境省自然環境局自然公園等利用者数調)</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域 5,874千人</p> <p>長者原集団施設地区 3,024千人</p>

久住高原集團施設地区

7.3千人

久住高原集團施設地区

2千人

## 4 地域地区別面積

(単位：ha)

地域・地区	国有地	公有地	私有地	合計
特別保護地区	862	0	326	1,188
第1種特別地域	2,034	7	168	2,209
第2種特別地域	2,719	1,275	3,819	7,813
第3種特別地域	1,296	795	1,375	3,466
普通地域	112	1,714	1,808	3,634
合計	7,023	3,791	7,496	18,310

5

## (3) 地域面積

(単位：ha)

地域・地区	国有地	公有地	私有地	合計
特別保護地区	862	0	326	1,188
第1種特別地域	2,034	7	168	2,209
第2種特別地域	2,719	1,275	3,819	7,813
第3種特別地域	1,296	795	1,375	3,466
普通地域	112	1,714	1,808	3,634
合計	7,023	3,791	7,496	18,310

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域の指定及び計画の経緯

昭和 9年12月 4日 阿蘇及びくじゅう地域が阿蘇国立公園に指定  
昭和13年 5月13日 特別地域の指定  
昭和28年 9月 1日 公園区域の拡張（鶴見岳周辺道路沿線）及び特別地域の変更  
昭和31年 5月 1日 公園区域の削除（高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入）  
昭和40年 3月25日 公園区域の拡張及び削除（やまなみハイウェイ沿線）及び特別地域（特別保護地区を含む）の変更  
昭和56年12月14日 公園区域及び公園計画の変更（くじゅう・由布鶴見地域の再検討）  
昭和61年 9月10日 公園区域及び公園計画の一部変更（第1次点検）及び公園の名称変更（公園名：阿蘇くじゅう）  
平成 2年12月 1日 公園計画の一部変更（小田の池・山下池を乗入れ規制地域に指定）  
平成 4年 8月26日 公園計画の一部変更（九州自然歩道の路線変更）  
平成 7年12月12日 公園区域及び公園計画の一部変更（第2次点検）

(4) くじゅう地域の指定及び計画等の経緯

昭和 9年12月 4日 阿蘇及びくじゅう地域が阿蘇国立公園に指定  
昭和13年 5月13日 特別地域の指定  
昭和28年 9月 1日 公園区域の拡張（鶴見岳周辺道路沿線）及び特別地域の変更  
昭和31年 5月 1日 公園区域の削除（高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入）  
昭和40年 3月25日 公園区域の拡張及び削除（やまなみハイウェイ沿線）及び特別地域（特別保護地区を含む）の変更  
昭和56年12月14日 公園区域及び公園計画の変更（くじゅう・由布鶴見地域の再検討）  
昭和61年 9月10日 公園区域及び公園計画の一部変更（第1次点検）及び公園の名称変更（公園名：阿蘇くじゅう）  
平成 2年12月 1日 公園計画の一部変更（小田の池・山下池を乗入れ規制地域に指定）  
平成 4年 8月26日 公園計画の一部変更（九州自然歩道の路線変更）  
平成 7年12月12日 公園区域及び公園計画の一部変更（第2次点検）  
平成16年 4月21日 公園区域及び公園計画の一部変更（第3次点検）  
平成17年11月 8日 坊ガツル湿原及びタデ原湿原がラムサール条約湿地に登録  
「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」

6 公園計画

(単位：ha)

地域地区 市 町 名		特 別 地 域					普通地域	合 計
		特保	第1種	第2種	第3種	小計		
別 府 市			95	2,020		2,115		2,115
大分郡	庄内町		157	382	56	595	837	1,432
	湯布院町		94	1,398	139	1,631		1,631
直入郡	久住町	1,097	1,092	840	1,744	4,773	1,880	6,653
	直入町			172		172		172
玖珠郡	九重町	91	771	2,999	1,527	5,388	917	6,305
	玖珠町			2		2		2
合 計		1,188	2,209	7,813	3,466	14,676	3,634	18,310

(2) 利用規制計画

小田の池・山下池においては、自然公園法の第17条による「車馬もしくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」規制（平成2年12月1日告示）に基づき、モーターボート等の乗り入れは禁止する。

(5) 公園計画

保護規制計画

(単位：ha)

地域地区 市 町 名		特 別 地 域					普通地域	合 計
		特保	第1種	第2種	第3種	小計		
別府市			95	2,020		2,115		2,115
由布市			251	1,780	195	2,226	837	3,063
竹田市		1,097	1,092	1,012	1,744	4,945	1,880	6,825
玖珠郡	九重町	91	771	2,999	1,527	5,388	917	6,305
	玖珠町			2		2		2
合 計		1,188	2,209	7,813	3,466	14,676	3,634	18,310

利用規制計画

小田の池・山下池においては、自然公園法第20条第3項による「車馬もしくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」規制（平成2年12月1日告示）に基づき、モーターボート等の乗り入れを禁止する。

(3) 利用計画一覧

注( ) : 事業地、 : 11/3 現在事業執行中

利用計画名	事業名
長者原集団施設地区 (九重町)	<u>長者原園地</u> 、 <u>長者原宿舍</u> 、 <u>長者原休憩所</u> 、 <u>長者原野営場</u> 、 <u>長者原駐車場</u> 、 <u>長者原給油施設</u> 、 <u>長者原給水施設</u> 、 <u>長者原排水施設</u> 、 <u>長者原博物館展示施設</u> 、
久住高原集団施設地区 (久住町)	<u>久住高原園地</u> 、 <u>久住高原野営場</u> 、 <u>久住高原宿舍</u>
車道	<u>別府阿蘇線</u> (別府市・ <u>湯布院町</u> ・九重町・ <u>久住町</u> )、 <u>志高湖線</u> (別府市)、 <u>西の大原線</u> (庄内町)、 <u>大船山麓線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>赤川線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>久住高原線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>久住小国線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>田野長者原線</u> (九重町)、 <u>長者原筋湯線</u> (九重町)、 <u>筋湯牧ノ戸峠線</u> (九重町)、 <u>筋湯瀬の本線</u> (九重町)、 <u>地蔵原線</u> (九重町)
歩道	<u>九州自然歩道線</u> (九重町・ <u>久住町</u> )、 <u>涌蓋山登山線</u> (九重町)、 <u>内山鶴見岳線</u> (別府市)、 <u>猪ノ瀬戸峠線</u> (別府市)、 <u>由布鶴見縦走線</u> (別府市)、 <u>志高湖周回線</u> (別府市)、 <u>黒岳白水坊ガツル線</u> (庄内町・ <u>久住町</u> )、 <u>由布岳西登山線</u> ( <u>湯布院町</u> )、 <u>大戸越線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>大船山平治岳線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>鍋割峠大船山線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>久住山三俣山線</u> ( <u>久住町</u> ・九重町)、 <u>岳麓寺男池線</u> ( <u>久住町</u> ・庄内町)、 <u>沢水稲星山線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>赤川扇ヶ鼻線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>赤川久住山線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>久住山南登山線</u> ( <u>久住町</u> )、 <u>長者原法華院線</u> (九重町、 <u>久住町</u> )、 <u>吉部坊ガツル線</u> (九重町・ <u>久住町</u> )、 <u>牧ノ戸峠法華院線</u> (九重町・ <u>久住町</u> )、 <u>黒岩泉水山線</u> (九重町)、 <u>獅師山一目山線</u> (九重町)
園地	<u>扇山</u> (別府市)、 <u>鶴見岳山頂</u> (別府市)、 <u>猪の瀬戸峠</u> (別府市)、 <u>湯布院</u>

— 施設計画一覧

注( ) 内書きは事業地 下線は平成24年度末現在事業執行中

利用計画名	事業名
長者原集団施設地区 (九重町)	<u>長者原園地</u> 、 <u>長者原宿舍</u> 、 <u>長者原休憩所</u> 、 <u>長者原野営場</u> 、 <u>長者原駐車場</u> 、 <u>長者原給油施設</u> 、 <u>長者原給水施設</u> 、 <u>長者原博物館展示施設</u>
久住高原集団施設地区 (竹田市)	<u>久住高原園地</u> 、 <u>久住高原野営場</u> 、 <u>久住高原宿舍</u>
車道	<u>別府阿蘇線</u> (別府市・ <u>由布市</u> ・竹田市・九重町)、 <u>志高湖線</u> (別府市)、 <u>西の大原線</u> ( <u>由布市</u> )、 <u>大船山麓線</u> (竹田市)、 <u>赤川線</u> (竹田市)、 <u>久住高原線</u> (竹田市)、 <u>久住小国線</u> (竹田市)、 <u>田野長者原線</u> (九重町)、 <u>長者原筋湯線</u> (九重町)、 <u>筋湯牧ノ戸峠線</u> (九重町)、 <u>筋湯瀬の本線</u> (九重町)、 <u>地蔵原線</u> (九重町)
歩道	<u>九州自然歩道線</u> (九重町・竹田市)、 <u>内山鶴見岳線</u> (別府市)、 <u>猪ノ瀬戸峠線</u> (別府市)、 <u>由布鶴見縦走線</u> (別府市)、 <u>志高湖周回線</u> (別府市)、 <u>黒岳白水坊ガツル線</u> ( <u>由布市</u> ・竹田市)、 <u>由布岳西登山線</u> ( <u>由布市</u> )、 <u>大戸越線</u> (竹田市)、 <u>大船山平治岳線</u> (竹田市)、 <u>鍋割峠大船山線</u> (竹田市)、 <u>久住山三俣山線</u> (竹田市・九重町)、 <u>岳麓寺男池線</u> (竹田市・ <u>由布市</u> )、 <u>沢水稲星山線</u> (竹田市)、 <u>赤川扇ヶ鼻線</u> (竹田市)、 <u>赤川久住山線</u> (竹田市)、 <u>久住山南登山線</u> (竹田市)、 <u>長者原法華院線</u> (九重町・竹田市)、 <u>吉部坊ガツル線</u> (九重町・竹田市)、 <u>牧ノ戸峠法華院線</u> (九重町・竹田市)、 <u>黒岩泉水山線</u> (九重町)、 <u>獅師山一目山線</u> (九重町)
園地	<u>扇山</u> (別府市)、 <u>鶴見岳山頂</u> (別府市)、 <u>猪の瀬戸峠</u> (別府市)・ <u>由布</u>

	町)、猪の瀬戸(別府市)、志高湖(別府市)、城島高原(別府市)、由布岳南登山口(別府市)、黒岳男池(庄内町)、白水(庄内町)、狭霧台(湯布院町)、水分峠(湯布院町、九重町、玖珠町)、小田の池(湯布院町)、山下池(湯布院町)、鍋割峠(久住町)、宇見台(久住町)、赤川(久住町)、朝日台(九重町)、泉水山麓(九重町)、タデ原(九重町)、筋湯(九重町)、牧ノ戸(九重町)、瀬の本北(九重町)、宇見台上(久住町)、久住南登山口(久住町)、地藏原(九重町)、小松地獄(九重町)、蛇越し峠(湯布院町)、八丁原(九重町)
宿舎	志高湖(別府市)、城島高原(別府市)、白水(庄内町)、山下池(湯布院町)、法華院(久住町)、赤川(久住町)、筋湯(九重町)、瀬の本北(九重町)
避難小屋	由布岳(別府市・湯布院町)、黒岳(久住町)、大船山(久住町)、久住山(久住町)、久住御池(久住町)、諏蛾守越(九重町)
野営場	志高湖(別府市)、西の大原(庄内町)、白水(庄内町)、山下池(湯布院町)、法華院(久住町)、赤川(久住町)、泉水山麓(九重町)、久住山南登山線(久住町)、城島高原(別府市)、瀬の本北(九重町)
運動場	志高湖(別府市)、八丁原(九重)
駐車場	筋湯(九重町)、牧ノ戸(九重町)
索道運送施設	鶴見岳線(別府市)、獵師山線(九重町)
一般自動車道	久住山南麓線(久住町)
公衆浴場	筋湯(九重町)

	市)、猪の瀬戸(別府市)、志高湖(別府市)、城島高原(別府市)、由布岳南登山口(別府市)、黒岳男池(由布市)、白水(由布市)、狭霧台(由布市)、水分峠(由布市・九重町・玖珠町)、小田の池(由布市)、山下池(由布市)、鍋割峠(竹田市)、宇見台(竹田市)、赤川(竹田市)、朝日台(九重町)、泉水山麓(九重町)、タデ原(九重町)、筋湯(九重町)、牧ノ戸峠(九重町)、瀬の本北(九重町)、宇見台上(竹田市)、久住山南登山口(竹田市)、地藏原(九重町)、小松地獄(九重町)、蛇越し峠(由布市)、八丁原(九重町)
宿舎	志高湖(別府市)、城島高原(別府市)、白水(由布市)、山下池(由布市)、法華院(竹田市)、赤川(竹田市)、筋湯(九重町)、瀬の本北(九重町)
避難小屋	由布岳(別府市・由布市)、黒岳(竹田市)、大船山(竹田市)、久住山(竹田市)、久住御池(竹田市)、諏蛾守越(九重町)
野営場	志高湖(別府市)、西の大原(由布市)、白水(由布市)、山下池(由布市)、法華院(竹田市)、赤川(竹田市)、泉水山麓(九重町)、久住山南登山口(竹田市)、城島高原(別府市)、瀬の本北(九重町)
運動場	志高湖(別府市)、八丁原(九重町)
駐車場	筋湯(九重町)、牧ノ戸(九重町)
索道運送施設	鶴見岳線(別府市)、獵師山線(九重町)
一般自動車道	久住山南麓線(竹田市)
公衆浴場	筋湯(九重町)

ゴルフ場

扇山（別府市）

ゴルフ場

扇山（別府市）

## 第2 管理の基本的方針

### 2 利用に関する方針

#### (1) 利用の特性及び利用方針

くじゅう地域の利用は、くじゅう山群や由布岳への夏の登山を主体にキャンプやピクニック利用が主流を占めている。本地域の利用拠点である長者原地区は自然環境に恵まれるとともに利用施設の整備が整っていることから自然とのふれあいを求めて多くの利用者が訪れている。このため、利用最盛期には交通渋滞の発生や山岳部での植生への影響が懸念されている。

## 4 管理の基本方針

### (1) 保護に関する方針

雄大な山岳景観を有するくじゅう山群、由布岳及び鶴見岳山麓、坊ガツルの湿原、大船山のミヤマキリシマ群落並びに久住山のコケモモ群落は、その風景を厳正に保全し、開発による自然改変を極力抑制する。ただし、主たる風景の構成要素であるミヤマキリシマ群落及びコケモモ群落については、風景の保全のため、必要に応じた管理行為を行うものとする。

やまなみハイウェイ沿線に広がる広大な草原（本管理計画において、「草原」とは半自然草原（二次草原）のことで、ススキ及びネザサ等の野生種の草本植物や小低木が優占種となった広い場所あるいはこれに発達している植物群落をいう。）は、くじゅう地域を代表する景観要素であることから、森林化を防止するための野焼き等人為的な管理を、関係機関等と協力して適切に行う。

主要な利用拠点である長者原地域は、周辺の森林及び草原と調和した風景が維持されるよう、関係機関等と協力して適切に景観管理を行う。

希少植物の盗掘が見られることから、関係機関等と協力して希少植物の盗掘防止のための巡視及び補植等を行うとともに、今後も効果的な対策を検討する。

特定外来生物指定種を始め多くの外来植物が特にタデ原や坊ガツルを中心に分布を拡大していることから、関係機関等と協力してこれらの駆除を行うとともに、工事を行う業者に対して、外来種を持ち込まないように指導する。

### (2) 利用に関する方針

#### 利用の特性及び利用方針

くじゅう地域では、くじゅう山群や由布岳への登山を中心としたピクニック利用、九重高原などにおけるドライブが主流を占めている。本地域の利用拠点である長者原地区は自然環境に恵まれるとともに利用施設が整備されていることから自然とのふれあいを求めて多くの利用者が訪れている。

利用方針としては、利用の分散化を推進する一方、自然とふれあう利用を促進するため周辺地域において、自然の特性を活かしたふれあい事業を関係機関と協力しながら実施していくこととする。

#### (2) 利用施設の整備及び管理方針

当該地域の重要な景観要素である山岳景観及びその山麓に広がる広大な草原景観の保全に留意しながら各地域の利用形態及び自然特性を活かした利用施設を計画的に整備し、関係機関等と協力して安全で快適な利用の推進が図られるよう維持管理する。

#### (3) 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用の推進及び自然保護に対する普及啓発を図るため、ビジターセンター、キャンプ場及び歩道等の既存施設を有効に活用した自然解説等の自然とのふれあい活動を積極的に実施する。

また、山岳地域における利用集中期の対策として学校登山などの団体登山は、小グループ化を検討するなど利用の分散化を図る。野生小動物への影響が懸念される犬等のペットの連れ込みについても自粛するよう指導を行うこととする。

利用方針としては、適正な公園利用の推進及び自然保護に対する普及啓発を図るため、ビジターセンター、キャンプ場及び歩道等の既存施設を有効に活用するとともに、自然の特性を活かしたふれあい事業を関係機関等と協力しながら実施していくこととする。

#### 利用施設の整備及び管理方針

山岳地域での利用が牧ノ戸峠に集中していることから、その他の登山口やルートに利用を分散させるために十分な整備、管理を適切に行うとともに、山間地から分散のための新規ルートの検討を関係機関等と協力して行う。

道路（歩道）については、路面の荒廃や付帯施設の維持管理不足が多くが見られる。現在、事業執行されていない路線が多くあることから、関係機関と調整して事業執行を行い、登山道としての利用のレベルに応じた維持管理を行うとともに、乱立する標識等の整理を行う。

やまなみハイウェイ等の主要利用道路（車道）については、関係機関等と協力の上、通景及び安全の確保のためのスギ等の除伐を適宜行う。

#### 利用の指導及び規制方針

山岳地域への利用は、春から秋の休日等に集中し、歩道脇の植生の踏み付け等の影響が懸念されることから、既存施設内での利用を徹底するよう関係機関と協力して指導する。

犬等のペットの連れ込み、マウンテンバイクの乗入れについては、利用者及び野生小動物への影響等様々な意見があることから、関係機関等と協力して地域利用ルールの策定を進める。

**1 保護に関する方針**

**(1) 風致景観の特性**

別府市の背後に位置する由布岳(1,583.5m)と鶴見岳(1,374.5m)は、美しい山容をなしており山頂部には、ミヤマキリシマ・ノリウツギ・イワカガミ等の火山山頂帯植生が見られる。由布岳の山麓から中腹にかけては、古くから採草・放牧・火入れ等が行われ、美しい草原景観をつくりだし、エヒメアヤメ等の大陸系遺存植物が集中して生育し、猪の瀬戸は湿原植物が生育している。また、中腹から山麓には、コナラやシデ類が優勢な落葉広葉樹林が発達している。

やまなみハイウェイ沿線は、古くは草原景観を呈していたが、その後スギの植林や畑地としての土地利用が行われている。途中には山下池や湿原を擁する小田の池が見られる。

くじゅう山群は、九州本島最高峰の中岳(1,791.0m)を中心に久住山(1,786.8m)や大船山(1,787.1m)等の峰々からなり、トロイデ型火山地形として変化に富んだ景観を呈している。この雄大な山岳景観を呈する山肌は、ミヤマキリシマやコケモモの群落を始めとする火山山頂帯植生に覆われている。また、中腹盆地の坊ガツルには湿原が存在し、山群東部に位置する黒岳にはブナ・オヒョウ等が優占種となる自然林が発達している。一方山麓部は古くからの採草・放牧・火入れ等の人為により維持されてきた広大な草原(本管理計画において、「草原」とは、いわゆる半自然草原<二次草原>のことで、ススキ、ネザサ等の野生種の草本植物や小低木が優占種となった広い場所あるいはこれに発達している植物群落をいう。)となっており本地域の主要な景観要素となっている。

**(2) 保全対象と保全方針**

本地域の風致景観の特性を代表する保全対象と保全方針は次のとおりである。

保 全 対 象 (地域地区)	概 要	保 全 方 針
由布岳及び鶴見岳の植生 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	別府市背後のやまなみハイウェイ沿いに位置し、秀麗な山容の山頂部は、ノリウツギ群落やミヤマキリシマ群落	野焼きの継続と併せ山麓から中腹にかけての草原景観に支障となる工作物は認めないこととする。

**5 風致景観及び自然環境の保全に関する事項**

**(1) 風致景観及び自然環境の特性**

別府市の背後に位置する由布岳と鶴見岳は、美しい山容をなしており山頂部には、ミヤマキリシマ、ノリウツギ、イワカガミ等の火山山頂帯植生が見られる。由布岳の山麓から中腹にかけては、古くから採草、放牧及び野焼き等が行われ、美しい草原景観をつくりだし、エヒメアヤメ等の大陸系遺存植物が集中して生育し、猪の瀬戸は湿原植物が生育している。また、中腹から山麓には、コナラやシデ類が優勢な落葉広葉樹林が発達している。

やまなみハイウェイ沿線は、古くは草原景観を呈していたが、その後スギの植林や畑地としての土地利用が行われている。途中には山下池や湿原を擁する小田の池が見られる。

くじゅう山群は、九州本島最高峰の中岳を中心に久住山や大船山等の峰々からなり、トロイデ型火山地形として変化に富んだ景観を呈している。この雄大な山岳景観を呈する山肌は、ミヤマキリシマやコケモモの群落をはじめとする火山山頂帯植生に覆われている。また、中腹盆地の坊ガツルには湿原が存在し、山群東部に位置する黒岳にはブナ・オヒョウ等が優占種となる自然林が発達している。一方山麓部は古くからの採草・放牧・火入れ等の人為により維持されてきた広大な草原となっており本地域の主要な景観要素となっている。

**(2) 保全対象と保全方針**

本地域の風致景観の特性を代表し、特に風致景観に配慮すべき地域地区を次のとおり保全対象として定め、保全方針に基づき風致景観及び自然環境の保全に努める。

保 全 対 象 (地域地区)	概 要	保 全 方 針
由布岳及び鶴見岳の植生 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	別府市背後のやまなみハイウェイ沿いに位置し、秀麗な山容の山頂部は、ノリウツギ群落やミヤマキリシマ群落となっ	関係機関等と協力し、野焼きの継続により山麓から中腹にかけての草原景観の保全に努める。

	となっており、これに大陸系遺存植物が混生している。山麓は、 <u>火入れ</u> によって草原景観を保ち、一部にコナラの自然林が <u>みられる</u> 。	
猪の瀬戸湿原 (第1種特別地域)	由布岳東山麓の標高760mに位置し、湿原植生の中をやまなみハイウェイが横断している。野焼きの中止により湿原の森林化が進行している。	湿原植生保全のため、観光開発等による自然改変を避け、集水域を含めて保全に <u>留意する</u> 。
志高潮・神楽女湖の湿地 (第2種特別地域)	鶴見岳南方の標高およそ600mに位置する。神楽女湖は、多くの水生・湿地植物が繁茂し、ヒツジグサ群落やオギ群落等が見られる。湖畔には、ハナショウブが植栽されている。	<u>水上バイク等の動力船は規制することを検討する</u> 。湿原及び周辺環境の保全と <u>ハナショウブ開花期の混雑緩和対策を指導する</u> 。
やまなみハイウェイ沿線及び山麓の草原 (第2種特別地域及び第3種特別地域)	やまなみハイウェイ沿線及び久住高原・飯田高原の草原景観は、古くからの採草・放牧・ <u>火入れ</u> 等の人為により維持されてきたものである。 近年、畜産業の飼育形態の変化等による <u>自然草原の減少</u> が問題となっている。	本公園の重要な景観要素であることから、関係機関と協力して草原景観の <u>維持保全を指導する</u> 。
小田の池及び山下池湿原 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	湯布院近くのやまなみハイウェイ沿いに位置し、スギ林やヒノキ林に囲まれている。小田の池は、標高800mの湿原であるが、北方寒冷地要素の植物が多く、特異な湿原として注目されている。小田の池・山下池一帯は水鳥生息地である。	水鳥の生息場所として重要な湿原であることから温原の <u>環境保持を指導する</u> 。 また、周辺山林は湿原への集水に重要な役割を <u>果たしており</u> その地域の開発について充分留意する。

び第2種特別地域)	ており、これに大陸系遺存植物が混生している。山麓は、 <u>野焼き</u> によって草原景観を保ち、一部にコナラの自然林が <u>みられる</u> 。	
猪の瀬戸湿原 (第1種特別地域)	由布岳東山麓の標高760mに位置し、湿原植生の中をやまなみハイウェイが横断している。野焼きの中止により湿原の森林化が進行している。	<u>関係機関等と協力して</u> 、湿原植生保全のため、観光開発等による自然改変を避け、集水域を含めて保全に <u>努める</u> 。
志高潮・神楽女湖の湿地 (第2種特別地域)	鶴見岳南方の標高およそ600mに位置する。神楽女湖は、多くの水生及び湿地植物が繁茂し、ヒツジグサ群落やオギ群落等が見られる。湖畔には、ハナショウブが植栽されている。	<u>関係機関等と協力して</u> 、湿原及び周辺環境の保全に <u>努める</u> 。
やまなみハイウェイ沿線及び山麓の草原 (第2種特別地域及び第3種特別地域)	やまなみハイウェイ沿線及び久住高原・飯田高原の草原景観は、古くからの採草・放牧及び <u>野焼き</u> 等の人為により維持されてきたものである。 近年、畜産業の飼育形態の変化等による草原の減少が問題となっている。	本公園の重要な景観要素であることから、関係機関等と協力して草原景観の保全に <u>努める</u> 。
小田の池及び山下池湿原 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	湯布院近くのやまなみハイウェイ沿いに位置し、スギ林やヒノキ林に囲まれている。小田の池は、標高800mの湿原であるが、北方寒冷地要素の植物が多く、特異な湿原として注目されている。小田の池及び山下池一帯は水鳥の生息地である。	水鳥の生息場所として重要な湿原であることから、 <u>関係機関等と協力して</u> 温原の <u>保護に努める</u> 。 また、周辺山林は湿原への集水に重要な役割を <u>果たしており</u> その地域の開発について充分留意する。

涌蓋山の植生 (第1種特別地域及び第3種特別地域)	くじゅう山群の西端に位置し、秀麗な山容が親しまれている。山頂は、平らな自然草原になっており、草原性植生の中にミヤマキリシマが見られる。	風致の維持と植物の盗掘・盗採防止を <u>指導する</u> 。
タデ原湿原 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	指山や三俣山からの地下水で涵養され、飯田高原最大の湿原となっている。湿地植物の保護と観察を両立させるため木道が整備され、自然観察路として利用されている。	野焼きにより維持されてきた湿原であることから、野焼きの継続により湿原の保護に努めることとする。
黒岳自然林 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	くじゅう山群の中で唯一山頂まで自然林に覆われた山で、登山路に沿ってオヒョウ・ブナ・コミネカエデ林と変化し、植生分布の違いが観察できる。登山口近くに名水100選の男池がある。	自然植生の厳正な保護を図るとともに男池周辺の適正利用を <u>指導する</u> 。
小松地獄 (第3種特別地域)	自然噴気地帯で、熱湯・水蒸気・泥土が噴出し特異な景観を呈している。ツクシテンツキ・ミズスギ等特徴的な植物が見られる。	立入り禁止区域や観察路等を整備するよう <u>指導する</u> 。
坊ガツル湿原植生 (第2種特別地域)	平治岳・大船山・三俣山に囲まれた標高約1,300mの盆地状の湿原草原である。野焼き中断等により植生が変化しつつある。	野焼きの再開に向けての検討を行うとともに、利用最盛期の管理体勢の充実を図り草原としての維持を <u>指導する</u> 。

<small>わいたさん</small> 涌蓋山の植生 (第1種特別地域及び第3種特別地域)	くじゅう山群の西端に位置し、秀麗な山容が親しまれている。山頂は、平らな自然草原になっており、草原性植生の中にミヤマキリシマが見られる。	<u>関係機関等と協力して、風致の維持と植物の盗掘及び盗採防止に努める</u> 。
タデ原湿原の植生 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	指山や三俣山からの地下水で涵養され、飯田高原最大の湿原で、山岳地域の中間湿原としてラムサール条約湿地に登録されている。湿地植物の保護と観察を両立させるため木道が整備され、自然観察路として利用されている。また、植生の維持のために野焼きが実施されている。	野焼きにより植生が維持されてきたことから、地元住民及び関係機関等と連携して、野焼きの継続により湿原の保護に努める。
黒岳自然林 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	くじゅう山群の中で唯一山頂まで自然林に覆われた山で、登山路に沿ってオヒョウ・ブナ及びコミネカエデ林と変化し、植生分布の違いが観察できる。登山口近くに名水100選の男池がある。	<u>関係機関等と協力して、自然植生の厳正な保護に努める</u> 。
小松地獄 (第3種特別地域)	自然噴気地帯で、熱湯・水蒸気及び泥土が噴出し特異な景観を呈している。ツクシテンツキ及びミズスギ等特徴的な植物が見られる。	<u>関係機関等と協力して、特異な景観や特徴的な植物の保護に努める</u> 。
坊ガツル湿原植生 (第2種特別地域)	平治岳、大船山及び三俣山に囲まれた標高約1,300mの盆地状の湿原草原で、山岳地域の中間湿原としてラムサール条約湿地として登録されている。	野焼きにより植生が維持されてきたことから、地元住民及び関係機関等と連携して、野焼きの継続により湿原植生の維持に努める。

	また、キャンプ利用者が多いことによる影響も懸念される。	
くじゅう山群の火山山頂帯植物群落 (特別保護地区及び第1種特別地域)	くじゅう山群の山頂から山腹にかけては火山山頂帯の特徴的な植生となっており、特に「大船山ミヤマキリシマ群落」及び「九重山コケモモ群落」は国の天然記念物に指定されている。近年登山者の増加による植生破壊が心配される。	関係機関と協力して盗掘防止のためのパトロールを強化するとともに登山者の分散や歩道以外への立入禁止の徹底を図り、必要に応じて植生の回復を行うなどの保護に努める。  害虫駆除については生態系への悪影響が懸念されることから当面は自然の遷移に委ねることとする。
火山山頂帯の池沼とその植生 (特別保護地区及び第1種特別地域)	御地、大船山御地、白口岳および西千里付近の池沼は、火山山頂帯の標高1,600m以上にある池沼であり、付近一帯はミズゴケ類を伴う水生湿地植生が見られる優れた景観となっている。人の侵入踏圧による破壊やゴミ投棄等が懸念される。	立入り禁止等の措置を講じ <u>厳正な保全を図るよう指導する。</u>

	野焼き中断等により植生が変化しつつあったが、現在は再開されている。 また、キャンプ利用者が多いことによる踏圧で湿原植生への影響も懸念される。	<u>アメリカセンダングサ等の外来種の侵入が見られることからこれらの駆除を関係機関と協力して行う。</u>
くじゅう山群の火山山頂帯植物群落 (特別保護地区及び第1種特別地域)	くじゅう山群の山頂から山腹にかけては火山山頂帯の特徴的な植生となっており、特に「大船山ミヤマキリシマ群落」及び「九重山コケモモ群落」は国の天然記念物に指定されている。近年登山者の増加による植生破壊が危惧される。  <u>自然の推移により中高木が繁茂し、ミヤマキリシマが被圧されてきている状況にある。</u>	関係機関等と協力して盗掘・盗採取防止のためのパトロールを強化するとともに登山者の分散や歩道以外への立入禁止の徹底を図り、必要に応じて植生の回復を行うなどの保護に努める。  <u>また、ミヤマキリシマ群落への被圧木対策については、関係機関等と協力し、対象とする地域を特定した上で優先順位を付けた上で除去を実施する。</u>  害虫駆除については生態系への悪影響が懸念されることから当面は自然の遷移に委ねることとする。
火山山頂帯の池沼とその植生 (特別保護地区及び第1種特別地域)	御地、大船山御地、白口岳及び西千里その植生 = 御地、大船山御地、白口岳及び西千里付近の池沼は、火山山頂帯の標高1,600m以上にある池沼であり、付近一帯はミズゴケ類を伴う水生湿地植生が見られる優れた景観となっている。人の侵入踏圧による破壊やゴミ投棄等が懸念される。	関係機関等と協力して、立入り禁止等の措置を講じ <u>景観の保護に努める。</u>

(3) 野生動植物等の保護管理

以下に掲げる場合には、各主体と緊密な連携に努め、各主体の協力の下、効果的な保護管理に努める。

ア 野生動植物の保護管理

くじゅう山群を中心に、くじゅう地域には、国指定の天然記念物「大船山のミヤマキリシマ群落」及び「九重山のコケモモ群落」をはじめ、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定した植物及び「絶滅のおそれのある野生生物」(環境省第4次レッドリスト2012(平成25年2月1日現在))が生息又は生育している。これら希少動植物等の保護及び保全を図っていくことは重要であり、当該地域での違法な捕獲、採取又は損傷等を未然に防止するため、関係機関等が連携して野生動植物の保護管理に努める。

イ 外来生物法により指定された特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されている種として、くじゅう地域では、タデ原湿原周辺でオオハンゴンソウが確認され、湿地の自然景観に影響を及ぼすおそれがある。

オオハンゴンソウの駆除については、生育が確認されたタデ原湿原周辺を中心に地元観光協会やボランティアの協力を得て行っている。

在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来生物の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めるとともに、関係機関等と連携した防除等を実施する。

なお、特定外来生物の防除に当たって生きたまま保管・運搬を行う場合には、事前に防除計画の確認・認定を受けることが必要である。

平成25年2月現在、特定外来生物に指定されている植物は、次のとおりである。

オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ(パロツトフェザ-)、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、アソラ・クリスタ-タ

**第4 地域の開発、整備に関する事項**

**1 自然公園施設**

本管理計画区内集団施設地区の整備方針は、次のとおりとする。

地区名	整備方針
長者原 集団施設地区	1 くじゅう山群の主要な登山基地及びドライブ利用の興味地点であり、自然探勝利用を促進するため、ビジターセンター・ <u>民族資料館</u> ・ <u>観光案内所</u> 等の内容充実を図る。 2 宿泊施設・休憩所・園地・野営場・駐車場等の施設 <u>収容力</u> については、 <u>施設それぞれが調和のとれたもの</u> となるよう配慮する。
久住高原 集団施設地区	1 くじゅう山群南側の利用拠点であり、自然を活用した環境教育及び広大な草原におけるハイキング等の場としての機能を確保するため、必要な施設整備を図る。整備に当たっては、建築物等は周辺環境に調和するよう規模・デザイン・色彩等を統一する。 2 集団施設地区内の各施設を有機的に連絡する歩道及び自然探究路等環境教育の場としての整備を図る。

**2 一般公共施設**

**6 適正な公園利用の推進に関する事項**

**(1) 公園利用施設の整備及び維持管理**

集団施設地区

本管理計画区内集団施設地区の整備方針は、次のとおりとする。

地区名	整備方針
長者原 集団施設地区	1 くじゅう山群の主要な登山基地及びドライブ利用の興味地点であり、自然探勝利用を促進するため、ビジターセンター・ <u>観光案内所</u> 等の内容充実、 <u>ユニバーサルデザイン化</u> 、並びに <u>展示及び標識類の多言語化</u> を図る。 2 宿泊施設・休憩所・園地・野営場及び <u>駐車場等の施設規模</u> については、 <u>利用見込者数と調和のとれたもの</u> となるよう配慮する。
久住高原 集団施設地区	1 くじゅう山群南側の利用拠点であり、自然を活用した環境教育及び広大な草原におけるハイキング等の場としての機能を確保するため、必要な施設整備を図る。整備に当たっては、建築物等は周辺環境に調和するよう規模・デザイン・色彩等を統一する。 2 集団施設地区内の各施設を有機的に連絡する歩道及び自然探究路等環境教育の場としての整備を図る。

その他直轄事業施設

くじゅう地域の中でも特に利用の多い登山道(牧ノ戸峠法華院線、九州自然歩道線等)において、利用者の踏圧による泥粘化やガリー化が進行しており、浸食・荒廃の抑制、植生復元等、山を保全する整備を行う。整備に当たっては、「直轄国立公園事業取扱要領」(平成19年7月1日付け環自国発第070701001号自然環境局長通知)に基づき、7 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項(2)公園事業取扱方針に適合するよう配慮するものとする。

一般公共施設

公共事業等については、円滑な事業の推進を図るため、次のとおり取扱う。

(1) 各種5ヶ年計画等の長期計画については、計画段階から情報の収集、内容の把握に努め、事前の調整を図るものとする。

(2) 地域の生活及び産業の基盤となる道路等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、下記の手順に沿って事前に県及び市町の公共事業担当部局と九州地区自然保護事務所との間で、事業内容の調整を図るものである。

<事前調整手順>

事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公園法の手続きを必要とするもの。年度の事業計画について照会し、回答を得るものとする。

九州地区自然保護事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒアリングを実施する等、公園計画との整合を図るものとする。

公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更を必要とするものについては、自然環境保全審議会に諮問する必要があることから、早めに調整を行い、所定の手続きを進めるものとする。

(3) 各種公共事業の実施に当たっては、必要に応じ自然環境影響調査を行うよう指導する。

### 3 その他大規模開発

大規模な公共事業の実施にあたっては、必要に応じ当該事業が自然環境に与える影響等について、事前に総合的な調査を行うこととする。

国立公園の風致景観の保護に影響を与える大規模な公共施設の整備に当たっては、計画策定段階から十分な時間的余裕をもって、公共事業担当部局と事業内容の調整を図ることとする。特に、森林整備事業では、生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種を主体とした地域固有の森林を再生する等に配慮し、森林保全事業では、火山性特殊荒廃地からの崩壊土砂の流出を防止する治山工事が実施されており、風致景観に配慮した施工に向け、関係機関との調整を図る。

## 第6 利用者の指導等に関する事項

### 1 自然解説に関する事項

#### (1) 自然解説活動の推進

適正な公園利用を促進し、自然に対する愛情と自然保護への理解を育てるため、各利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、事業実施体制の整備、指導者の育成等に努める。現在、長者原で実施している自然解説について、関係者と協力し内容の充実を図る。未実施の各利用拠点においては、県、市町、(財)大分県観光サービス公社の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

また、自然観察のための解説板、案内板を整備し、ガイドブックの作成、配布等利用者の自主学習に対しての便宜を図る。併せて、くじゅう地域パークボランティア・九重の自然を守る会・自然公園指導員・公園事業従事者等公園内で利用者に接する立場にある者の協力を得て、きめ細かな自然解説、自然教育を行う。

#### (2) ビジターセンターの利用、運営

長者原には、利用者に地域の歴史や自然を紹介・解説し、適切な公園利用方法を案内する中心施設として、ビジターセンターと歴史民族資料館が設置されているが、一層の充実を図ることとする。

久住高原集団施設地区では、野営場管理施設を活用して、各種の情報提供を行う。

### 2 利用者の規制

風致・景観の保護及び適正な利用を推進する目的で、次のような利用規制を行う。

#### (1) 野営場以外の野営禁止

植生の破壊、ゴミ等の散乱、焚火による山火事の危険等を防止する観点から土地管理者及び関係機関等と協力し、野営場以外での野営禁止を徹底する。

#### (2) 団体登山の自粛

団体登山については、「混雑期の利用を避ける」「小グループ化による分散」の推奨等適切な指導を行う。

## (2) 利用者の指導等に関する事項

### 自然解説等に関する事項

#### ア 自然解説活動の推進

適正な公園利用を推進するため、各利用拠点において野外活動指導を行うことを目的に、事業実施体制の整備、指導者の育成等に努める。現在、長者原で実施している自然解説について、ラムサール条約登録湿地のタデ原湿原を中心に、関係者と協力し内容の充実を図る。未実施の各利用拠点においては、県、市町等の協力を求め、実施体制の構築を図るよう努める。

また、自然観察のための解説板、案内板の整備、ガイドブックの作成等利用者の自主学習の推進を図る。併せて、くじゅう地区パークボランティア・九重の自然を守る会、自然公園指導員及び公園事業従事者等の協力を得て、きめ細かな自然解説及び自然教育を行う。

#### イ ビジターセンターの利用、運営

長者原集団施設地区には、利用者に地域の自然を紹介、解説するとともに、適切な公園利用方法を案内する施設として、ビジターセンターが設置されており、自然情報の提供や利用案内、展示解説の一層の充実を図ることとする。

久住高原集団施設地区では、野営場管理施設を活用して、各種の情報提供を行う。

### 利用の規制

風致景観の保護及び適正な利用を推進する目的で、次のような利用規制を行う。規制に当たっては、土地管理者、事業執行者及び関係機関等と連携、協力し、適時適切に実施する。

#### ア 野営場以外での野営禁止

植生の破壊、ゴミ等の散乱、焚火による山火事等を防止する観点から、野営場以外での野営を禁止する。

#### イ 植生保護等のための立入り規制

ラムサール条約登録湿地である坊ガツル湿原及びタデ原湿原、その他くじゅう山群の植生保護等の必要のある区域には、制札、ロープ柵、木道等を設置し、歩道外への立入りを規制する。

(3) 車道、駐車場以外の場所への車両の乗入れ防止対策

土地及び道路管理者は、車道周辺の植生保護、荒廃防止の観点から、沿道の緑化、車止め柵等を設置する。

(4) 植生保護等のための立入り防止対策

くじゅう山群の植生保護等を図るため、制札・木道等を設置し、歩道外への立入りを規制する。

(5) 利用分散の方法

ミヤマキリシマ開花期の利用者の集中による荒廃防止の観点から、年間を通じた利用への誘導と分散を図る。このためパンフレットの作成、野外活動指導行事の実施等により、他の時期の利用紹介に努めるとともに、関係機関等へも呼び掛け、利用者へ働きかけを行う。

(6) 火災防止対策

火災危険期の山火事防止キャンペーン等、利用者への働きかけを関係機関と協力して行う。

3 利用者の安全対策

(1) 登山者の安全を確保する対策として、登山届・下山届提出の励行呼びかけ、登山道の定期的な点検・修繕等が地元遭難事故防止対策協議会等により行われており、今後ともこれらの関係機関に協力し利用者の安全確保に努める

(2) 天候や登山道の状況を適切に把握し、登山者に迅速に情報提供できる態勢を整える。

ウ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗入れ防止

土地及び道路管理者は、車道周辺の植生保護、荒廃防止の観点から、必要に応じて沿道への樹木の植栽、車止め柵等を設置する。

エ 駐車場の長期占有等の排除

公園施設の適切な管理を図るため、駐車場等での野営や長期占有を行わないよう指導する。また、長者原駐車場に関しては、協力金徴収による有人管理について検討する。

オ 火災防止対策

火災危険期の山火事防止キャンペーン等、利用者への働きかけを関係機関等と協力して行う。

利用者の安全対策

ア 登山者の安全を確保する対策として、登山届提出の励行呼びかけ、また、登山道の管理者、地元ボランティア及び関係機関等と協力して適切な巡視を実施し、利用者へ迅速な情報提供を行い、安全確保に努める。また、登山届のあり方について、関係機関等と連携して検討を行う。

イ 直轄登山道は当面直営による巡視を行うが、今後地域全体の登山道管理に関する協議会の組織化に向けて、関係機関等と調整を行う。

### 第3 風致風景の管理に関する事項

#### 1 許可、届出等取扱方針

##### (1) 特別地域に係る取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号・自然保護局長通知)、「国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号・自然保護局長通知。以下、「審査指針」という。)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 道路以外の工作物 共通	基本方針 やまなみハイウェイは好展望の公園利用道路で、利用者も多いことから、主要な展望地として扱い、路肩から40m以内の区域では、公益上必要な工作物・農林業に必要な工作物・工事用仮工作物・既存工作物の建て替え以外は原則として許可しない。許可する場合においても主たる展望地や公園利用施設から望見されない場所に立地させることとする。
(2) 建築物	基本方針 ア やまなみハイウェイ路肩からは40m以上後退させることとし、通景線・山側の斜面等の景観に支障を及ぼさないこと。 イ その他の地域であっても、公園利用道路の路肩から40m以内の草原(改良草地含む、以下同じ)は、展望の妨げとなるので建築物の新築及び増築は許可しない。 ただし、公益上必要な建築物・農林業に必要な建築物・工事用仮建築物・既存建築物の建て替えについてはこの限りでない。

### 7 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

##### 特別地域及び特別保護地区

自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 道路以外の工作物 共通	基本方針 やまなみハイウェイは好展望の公園利用道路で、利用者も多いことから、主要な展望地として扱い、路肩から40m以内の区域では、公益上必要な工作物・農林業に必要な工作物・工事用仮工作物及び既存工作物の建て替え以外は原則として許可しない。また、許可する場合においても主たる展望地や公園利用施設からの展望に支障を及ぼさないよう留意すること。
(2) 建築物	基本方針 ア やまなみハイウェイ路肩からは40m以上後退させることとし、通景線・山側の斜面等の風致景観に支障を及ぼさないこと。その他の地域であっても、公園事業道路の路肩から40m以内の草原(改良草地含む、以下同じ)には、展望の妨げとなる建築物の新築及び増築は許可しない。ただし、公益上必要な建築物・農林業に必要な建築物・工事用仮建築物及び既存建築物の建て替えについてはこの限りでない。

	<p>ウ 由布岳山麓一帯の景観へ支障を及ぼすものは許可しない。</p> <p>エ 分譲地内の建物については、山小屋風のデザインのものを中心に隠れるよう設置すること。</p> <p>デザイン・色彩・材料等</p> <p>ア デザインは、単純な形態とし、草原景観を維持するため、草地内に新築する場合は平屋とすること。</p> <p>イ 屋根は、切妻もしくは寄棟型の勾配屋根とし、<u>陸屋根、片流れ、曲面屋根でないこと。</u></p> <p>ウ 屋根の勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p> <p>エ 屋根の色彩は、<u>焦茶色・黒色・灰色系統とすること。</u></p> <p>ただし、自然素材の場合は、素地色も可とする。外壁の色彩は、茶系統（木材地色含む）灰色系統、<u>クリーム系統とし、できる限り落ち着いた色彩を基調に、周辺の景観との調和に配慮すること。</u></p> <p>農産物販売所は、以下の要件に適合すること。</p> <p>ア 設置者は、地元農家であること。</p> <p>イ 販売品目は、地元農産品及びその加工品に限ること。</p> <p>ウ 規模は、10㎡以下とすること。</p> <p>エ 設置位置は、自己所有地内<u>または耕作地</u>で地形の改変を伴わないこと。</p> <p>オ <u>色彩は、茶系統（木材地色含む）、灰色系統、クリーム系統とすること。</u></p> <p>カ <u>トイレの設置がないこと。</u></p>
(3) 道路（車道）	<p>基本方針</p> <p>農林業及び公益上必要な道路及び地域住民の用に供される道路で新設する以外その目的を達せられないものを除き、既設道路の改良にとどめ、新設は<u>原則として許可しない。その場合も指定植物等を含む植物群落を避け、地形改変の少ない線形として自然環境の保護に配慮すること。</u></p> <p>規模線形</p> <p>幅員は、設置目的をかなえる範囲で必要最小限とすること。支障木の伐採及び周辺植生への影響が最小限と認められること。</p>

	<p>イ 由布岳山麓一帯の風致景観へ支障を及ぼすものは許可しない。</p> <p>ウ 分譲地内の建物について、<u>周辺が森林である場合は山小屋風のデザインのものを中心に隠れるよう設置すること。</u></p> <p>デザイン、色彩及び材料等</p> <p>ア デザインは、単純な形態とし、草原景観を維持するため、草地内に新築する場合は平屋とすること。</p> <p>イ 屋根は、切妻、寄棟又は入母屋の勾配屋根とする。<u>ただし、母屋と同一の敷地内に建築する小規模な倉庫、小屋及び特殊な用途等の建物については、この限りではない。</u></p> <p>ウ 屋根の勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p> <p>エ 屋根の色彩は、<u>焦げ茶色、黒色又は灰色系統とすること。</u></p> <p>ただし、自然素材の場合は、素地色も可とする。外壁の色彩は、茶系統（木材地色含む）、灰色系統又はクリーム系統とし、できる限り落ち着いた色彩を基調に、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>農産物販売所は、以下の要件に適合すること。</p> <p>ア 設置者は、地元農家であること。</p> <p>イ 販売品目は、地元農産品及びその加工品に限ること。</p> <p>ウ 規模は、10㎡以下とすること。</p> <p>エ 設置位置は、自己所有地内<u>又は耕作地</u>で地形の改変を伴わないこと。</p> <p>オ <u>トイレの設置がないこと。</u></p>
(3) 道路（車道）	<p>基本方針</p> <p>農林業及び公益上必要な道路並びに地域住民の用に供される道路で新設する以外にその目的を達せられないものを除き、既設道路の改良にとどめ、原則として新設は許可しない。</p> <p>規模線形</p> <p>幅員は、設置目的をかなえる範囲で必要最小限とし、支障木の伐採及び周辺植生への影響が最小限と認められること。</p>

	<p>交通安全施設</p> <p>ア 防護柵は、ガードロープ又は<u>焦茶色系のガードレール</u>とすること。ただし、災害復旧等緊急なものはこの限りでない。</p> <p>イ <u>標識は、最小限とし地色は焦茶色とすること。</u></p> <p>維持管理上の留意事項</p> <p>ア 沿道除草に、薬剤を使用しないよう指導する。</p> <p>イ 標識類、危険防止柵等で、<u>老朽化または破損したものは、速やかに撤去または更新すること。</u></p>
(4)電柱	<p>基本方針</p> <p>ア 周辺の植生が草地又は低木地である場合で、主要な利用施設から望見される位置での、<u>新設は、地下埋設とすること。</u>既存電柱で展望の妨げとなっているものについては地下埋設化を指導する。</p> <p>イ <u>その他の地域で利用施設から望見されるものについては、主要な展望を阻害しないよう指導する。</u></p> <p>ウ 電話線・電力線が並行する場合は、共架とする。 <u>電柱の色彩は、茶系統または素材色とする。</u></p>
(5)アンテナ(家庭用の小規模なもの及び携帯電話用は除く)	<p>基本方針</p> <p><u>既存アンテナの立替え以外は許可しない。</u>既に設置されている鶴見岳山頂部以外の場所では許可しない。</p> <p>色彩は、反射を抑えた灰色とする。</p>
(6)送電鉄塔	<p>基本方針</p> <p>草原景観に与える影響及び山稜線を分断する等景観に与える支障が大きいものは許可しない。</p>

	<p>交通安全施設</p> <p>防護柵は、ガードロープ、<u>ガードパイプ</u>又はガードレールとし、<u>色彩は、焦げ茶色又は灰色とすること。</u>ただし、災害復旧等緊急なものはこの限りでない。</p> <p>維持管理上の留意事項</p> <p>ア 沿道除草に、薬剤を使用しないよう指導する。</p> <p>イ 標識類、危険防止柵等で、<u>老朽化又は破損したものは、速やかに補修又は更新すること。</u></p>
(4)電柱	<p>基本方針</p> <p>ア 周辺の植生が草地又は低木地である場合、主要な利用施設から望見される位置における<u>電線路の新設は地下埋設とすること。</u>なお、既存電柱で展望の妨げとなっているものについては、<u>原則として単柱等連続性のない建て替えを除き地下埋設化を指導する。</u></p> <p>イ <u>その他の地域で利用施設から望見される箇所での新設は、主要な展望を阻害しないこと。</u>ただし、<u>公益性を有し、当該地においてしかその目的を達成することが困難であると認められる場合はこの限りでない。</u></p> <p>ウ 電話線や電力線が並行する場合は、共架とすること。 色彩は、茶系統とするが、<u>木柱を用いる場合は素地色も可とする。</u>ただし、<u>公園利用施設から望見されない場所にあつては、この限りでない。</u></p>
(5)アンテナ(家庭用の小規模なもの及び携帯電話用は除く)	<p>基本方針</p> <p>既に設置されている鶴見岳山頂部及び崩平山山頂部以外の場所では許可しない。<u>ただし、公益上必要なものについてはこの限りでない。</u></p> <p>色彩は、反射を抑えた灰色とすること。</p>
(6)送電鉄塔	<p>基本方針</p> <p>草原景観の保護上の支障が大きいものは許可しない。</p>

	色彩は、反射を抑えた灰色とする。
(7) 携帯電話鉄塔	<p>基本方針</p> <p>ア <u>稜線を分断するもの及び草原景観に支障を与えるものは許可しない。</u></p> <p>イ 樹林地内であっても利用施設からの見え方に配慮する。</p> <p>ウ 通信施設の乱立を避けるため、可能な限り共同設置とする。</p> <p>位置、規模、色彩等</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア <u>新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採や管理用道路の新設が必要でないこと。</u></p> <p>イ <u>鉄塔は、樹林地内とし、樹木の高さを超えないこと。また、周辺樹木の管理に配慮すること。</u></p> <p>ウ <u>公園事業敷地内においては、既設工作物最高部以下であること。</u></p> <p>エ 色彩は、反射を抑えた茶系統とするが、既存工作物に設置させる場合は、既存工作物との色彩バランスを考慮すること。</p>
(8) 堰堤（ダム）	<p>基本方針</p> <p>目的達成が可能な範囲で、位置・構造・デザイン等について景観上の配慮をする。</p> <p><u>色彩・修景等</u></p> <p>ア <u>利用施設から望見されるものは、堰堤の見える部分に自然石張りかこれに準じた表面処理とする。</u></p> <p>イ <u>効果が得られる場合には、堰堤全面へ修景のため植栽を行う。</u></p> <p>ウ <u>色彩は暗灰色とする。</u></p>
(9) 自動販売機	<p><u>基本方針</u></p> <p>ア <u>自動販売機は、風致上の支障が大きいため、公園事業地以外の屋外設置</u></p>

	色彩は、反射を抑えた灰色とすること。
(7) 携帯電話鉄塔	<p>基本方針</p> <p>ア 草原景観の保護上の支障が大きいものは許可しない。</p> <p>イ 樹林地内であっても利用施設等からの見え方に配慮すること。</p> <p>ウ 通信施設の乱立を避けるため、可能な限り共同設置とすること。</p> <p><u>エ なお、アンテナ等を既存鉄塔に付帯させる場合は、既存鉄塔の高さ（避雷針及び煙突を除く。）を超えないよう指導する。</u></p> <p>位置、規模及び色彩等</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア <u>新たに大規模な土地の改変や木竹の伐採を伴うものでないこと。管理用道路を新設する場合は最小限とすること。</u></p> <p>イ 鉄塔は、樹林地内又は樹林地周縁とし、樹木の高さを超えないこと。<u>ただし、建築物等に遮蔽され公園利用者から望見されない等風致上の支障がないものについてはこの限りでない。</u></p> <p>ウ 色彩は、反射を抑えた茶系統とするが、既存工作物に設置させる場合は、既存工作物との色彩バランスを考慮すること。</p>
(8) 堰堤（ダム）	<p>基本方針</p> <p>目的達成が可能な範囲で、位置・構造及び表面処理等について風致景観上の配慮をすること。</p> <p><u>材料及び色彩</u></p> <p><u>自然石の使用又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、色彩は暗灰色とすること。ただし、公園利用施設から望見できない場所にあつては、この限りではない。</u></p>
	「削除」

	<p><u>は許可しない。</u></p> <p><u>イ 公園事業の付帯として設置する場合は、建物の庇の下に設置するか、板張り等の自然材料により外側を囲む等で風致への影響を軽減すること。</u></p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(国有林の取扱)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本として地域の風致に<u>配慮した施業とする。</u></p> <p>特に黒岳周辺及び公園利用道路路肩から40m以内においては、風致景観の保護に<u>配慮した施業を行う。</u></p>
3 土石の採取	<p>基本方針</p> <p><u>ア 飲料水・温泉ボーリングは、関連施設の風致判断の際に併せて審査し、支障のないものに限る。</u></p>

2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(国有林の取扱)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本として地域の風致に<u>配慮した施業とすること。</u></p> <p>特に黒岳周辺及び公園事業道路路肩から40m以内においては、風致景観の保護に<u>配慮した施業を行うこと。</u></p> <p><u>草原景観の維持</u></p> <p><u>草原景観内に開通した道路沿いに成林した樹木については、周囲の草原景観の維持のため必要最小限の範囲内で行う伐採は、風致の維持として伐採を許可すること。</u></p> <p><u>ミヤマキリシマの維持</u></p> <p><u>重要な景観要素として公園計画に記載されてる地域のミヤマキリシマ群落で、計画的に行われる支障木(被圧木、競合木等)伐採については、ミヤマキリシマ群落の維持及び保全のための必要な範囲内で森林の管理行為として伐採を許可すること。</u></p> <p><u>やまなみハイウェイ及び公園事業の道路(車道)からの展望の維持</u></p> <p><u>やまなみハイウェイ沿線で、冬季の積雪凍結の早期融解に支障である区間又は公園事業の道路(車道)で通景を維持する必要がある区間で計画的に行われる樹木の伐採は、必要な範囲内で防災又は風致の維持として伐採を許可すること。</u></p>
3 土石の採取	<p>基本方針</p> <p>地熱発電用ボーリング(地熱調査ボーリング含む。)は、国の機関及び既設地熱発電所に係るもののほか、公園区域外等からの傾斜掘削は、地表に</p>

	<p><u>イ 地熱発電用ボーリング（地熱調査ボーリング含む。）は許可しない。ただし、国の機関及び既設地熱発電所に係るものについてはこの限りではない。</u></p>	<p><u>影響のない方法によるものであること。また、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 27 日付け環自国発第 120327001 号）によること。</u></p>
<p>4 土地の形状変更</p>	<p>基本方針</p> <p><u>ア 草地改良以外は、許可しない。</u></p> <p><u>イ 草地改良は、放牧地造成等農業目的であって次の各要件を満たすものであること。</u></p> <p>一 区画の平均傾斜は 2.5 度未満であること。</p> <p>二 <u>区画の平均傾斜 1.5 ～ 2.5 度は、本格的な耕耘は行わず、牧草の播種に留める。</u></p> <p>三 <u>主要公園利用道路から望見される斜面は、野草地のままとし、その他の道路沿線は、5 m 程度の幅の野草地を残すこと。</u></p> <p>四 <u>湿性植物群落等、当公園の指定植物を含む群落は、周辺区域を含めて保全すること。</u></p>	<p>4 土地の形状変更</p> <p>基本方針</p> <p><u>ア 放牧地造成等農業目的であること。</u></p> <p><u>イ 在来の草本種からなる草原景観を保全し、あわせて土砂流出を防止するために、草地改良はできる限り更新（以前に草地改良を行った場所を再耕耘し播種する）とするよう指導する。</u></p> <p><u>位置、規模及び施工方法</u></p> <p><u>ア やむを得ず新規で行う場合は、公園事業道路から望見される斜面を避けること。ただし、牧野の立地上、公園事業道路から望見されない代替地の確保が困難な場合についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 公園事業道路の沿線 5 m の範囲については野草地のままとすること。</u></p> <p><u>ウ ミヤマキリシマ群落や山地湿原群落等の貴重な植生等を避け、その周辺を含めて保全すること。また、やむを得ず改変を行う場合は、移植や復元を促進する措置を講じるよう指導する。</u></p> <p>エ 区画の原地形の平均傾斜が、2.5 度未満であること。</p> <p>オ 平均傾斜 1.5 ～ 2.5 度は、本格的な耕耘は行わず、牧草の播種に留めること。ただし、農林水産省が推進する「<u>牧草収穫作業の機械化推進</u>」のため、<u>草地開発整備事業計画設計基準（平成 19 年 4 月 20 日 19 生畜第 20 号）</u>によるもので、農林水産省の示す安全上の傾斜を考慮しながら改変が最小となるものはこの限りでない。</p>
		<p><u>(2) 管理用道路</u></p> <p><u>（未舗装）</u></p> <p>基本方針</p> <p><u>ア 工作物を用いる場合は、工作物の（車道）の新築として取扱うこと。</u></p> <p><u>イ ミヤマキリシマ群落や山地湿原群落等の指定植物を含む貴重な植生を避け、その周囲を含めて保全すること。</u></p> <p><u>規模、位置及び線形</u></p>

	<p><u>五 管理用道路は、設置目的を適える範囲で必要最小限であること。</u></p>		<p><u>ア 設置目的をかなえる範囲で必要最小限であること。</u>  <u>イ 地形の改変の少ない線形として自然環境の保護に配慮されていること。</u>  <u>ウ 支障木の伐採は最小限であること。</u>  <u>修景緑化方法</u>  <u>ア 元来植生のなかった場合を除いて表土保全等の手法を用いて可能な限り自生種で緑化すること。</u>  <u>イ 草原については木竹の植栽は行わないこと。</u></p>
<p>5 広告物  (1) 営業用広告物</p>	<p>基本方針  ア 店舗、事務所、<u>営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものであること。</u>  <u>イ 敷地外誘導板は、許可しない。</u></p> <p>デザイン・材料・色彩等  ア デザインは簡素なものとし、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(以下「公共標識の整備指針」という)による<u>よう指導する。</u>  イ 材料は木材、石材等自然素材を使用すること。  ウ 照明を用いる場合は、白色光とすること。  エ 色彩は、支柱及び文字盤は焦茶色文字は白色とする。案内図には上記以外の色の使用を許可するが、必要最小限の使用とすること。</p>	<p>5 広告物  (1) 営業用広告物</p>	<p>基本方針  ア 店舗、事務所及<u>び営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものであること。(誘導標識類を除く。)</u>  <u>イ 風致景観の支障を軽減するため、標識類が乱立している場合は、老朽化した既設物の撤去など整理統合し、デザイン、色彩及び形態等を統一すること。</u>  ウ 広告物及び誘導標識類は、その設置目的に応じ、必要最小限の規模とすること。  <u>エ 誘導標識類については、同一地域のもをまとめた集合看板とし、設置箇所は、車道の分岐点など必要と認められ眺望の妨げとならない箇所とすること。なお、集合看板とすることができない場合は、直近の主要車道からの出入口等で眺望の妨げにならない箇所とすること。</u>  <u>オ 社名広告類(野立て看板・のぼり)の設置は許可しない。</u>  デザイン・材料及び色彩等  ア デザインは簡素なものとし、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(以下「公共標識の整備指針」という)による<u>こと。</u>  イ <u>支柱及び表示板の材料は、できる限り木材、石材等自然素材を使用すること。</u>  ウ 照明を用いる場合は、白色光とすること。  エ 色彩は、<u>原則として支柱及び文字盤は焦茶色、文字は白色とする。</u>  案内図には上記以外の色の使用を許可するが、必要最小限の使用とする</p>

	オ <u>敷地内の立て看板は、高さは2.0m以下、表示面積は2.0㎡以下を2箇所までとする。</u>
(2) 指導標、案内板	<p>基本方針</p> <p>ア <u>公益上必要なもの以外は原則として許可しない。必要なものについては、公共的看板として整備する。</u></p> <p>イ <u>乱立は避け、同一地域のもは整理する。また、既設物については維持管理に努め老朽化したものは撤去するよう指導する。</u></p> <p>デザイン・材料・色彩等</p> <p>ア デザインは簡素なものとし、「公共標識の整備指針」による。</p> <p>イ 材料は<u>できるだけ木材、石材等自然素材を使用すること。</u></p> <p>ウ <u>照明器具の使用は許可しない。</u></p> <p>エ 色彩は、支柱及び文字盤は焦茶色、文字は白色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限とする<u>車道・歩道の出入り口、分岐点に限るものとし、眺望の妨げにならないこと。</u></p>

各種行為の留意事項・残土処理・修景等は以下によること。

<u>各行為共通</u>	<p>&lt;許可要件&gt;</p> <p><u>以下の要件に適合すること。</u></p> <p>ア <u>擁壁は、自然石または、自然石を模した表面処理を行ったものを用いること。ただし公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</u></p>
--------------	---

	<p>こと。</p> <p>オ <u>規模は、高さは2.0m以下、表示面積は2.0㎡以下を2箇所までとし、集合看板によらない誘導標識にあっては、必要最小限の高さ、表示面積とすること。</u></p>
(2) 指導標、案内板	<p>基本方針</p> <p>ア <u>乱立を避け、集合看板として整備するように指導する。また、既設物については維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。</u></p> <p>イ <u>指導標は、眺望の妨げにならないよう設置すること。</u></p> <p>デザイン・材料及び色彩等</p> <p>ア デザインは簡素なものとし、「公共標識の整備指針」による<u>こと。</u></p> <p>イ 材料は<u>できる限り木材、石材等自然素材を使用すること。</u></p> <p>ウ 照明は、<u>原則として外部からのスポット照明とすること。</u></p> <p>エ 色彩は、<u>原則として支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は白色とすること。</u>案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限とする<u>こと。</u></p>
<u>6 植物の採取等・動物の捕獲等</u>	<p><u>基本方針</u></p> <p><u>採取又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るため、生育又は生息状況に応じて必要最小限とすること。なお、公園利用者の多い時期及び場所での採取又は捕獲等は避けること。</u></p>

	削除
--	----

イ 法面は、モルタル吹付けでないこと。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって可能な限り蔓性植物等により緑化されることとなっている場合は、この限りではない。

ウ ロックネット、ロックフェンスの金属部分は、焦茶色または灰色とすること。

エ 残土は、公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合はこの限りでない。

オ 主要利用拠点または主として公園利用に供される道路から望見される位置にある構造物及び法面、摩道敷、工作物撤去跡地は、当該地域に生育する樹木及び「修景緑化植物リスト」記載の植物を主体に緑化すること。

<行政指導の方針>

工事に当たっては、以下について指導する。

ア 土工事の施工に先だって、十分な落石防止柵等を設けることにより、敷地外への土石の崩落・流出を防止すること。

イ 支障木は可能な限り移植し、表土については盛土表面等に利用すること。

ウ 工事に伴い生ずる廃材等は、そのつど搬出处分し、周囲に放置または散乱させないこと。

エ 自然法面で落石の危険がある箇所については、ロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。

オ 橋梁については、金属部分は焦茶色、コンクリート部分は灰色とすること。

カ 野生動物の側溝転落死防止のため、必要に応じて皿型側溝・スロープ付きU字溝を用いること。

(2) 普通地域に係る取扱方針

普通地域

くじゅう山群裾野に位置する普通地域においても、周辺の風致景観と一体をなすものであることから、要届出行為については、上記の特別地域内の行為の取り扱い（規模に関するものを除く）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401010 号）によるほか、の特別地域内等の行為の取り扱い（規模に関するものを除く。）を参考にするとともに、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

2 公園事業取扱方針

公園事業決定内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号・自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針による。

事業の種類	取扱方針
1 道路 (1)車道	<p>基本方針</p> <p>本地域は、車による利用が多いので、道路沿線の修景に配慮し、<u>快適な自動車利用が確保されるよう取り扱う。</u></p> <p>付帯施設</p> <p>ア <u>標識類は最小限の大きさとし、規模の大きなものは、支柱・表示板の裏側を焦げ茶色とする。</u></p> <p>イ <u>防護柵は、ガードロープまたは亜鉛引きガードレールとし、色彩は、焦茶色または灰色とする。</u></p> <p>ウ <u>ロックネット・ロックフェンスは、焦げ茶色又は灰色とする。</u></p> <p>維持管理上の留意事項</p> <p>ア <u>沿道の除草に、薬剤を使用しないよう指導する。</u></p> <p>イ <u>車両からの空かん等の投げ捨てを防止するため、利用者への周知を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努めるよう指導する。</u></p>
(2) 歩道	<p>基本方針</p> <p>公園利用を促進するための<u>基本的な施設</u>であり、<u>自然教育等の促進に配慮し、適切な整備を図る。</u>整備に当たっては、<u>出来る限り人工的な装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにする。</u>浸食防止のためやむをえず施設を設ける場合も<u>丸太等の自然材料を使用する。</u><u>再整備の際は、透水性舗装・ウッドチップ舗装に移行する。</u>また、歩道以外への利用者の立入を防止する措置を講ずる。</p>

(2) 公園事業取扱方針

公園事業決定内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成23年11月30日環自国発第111130004号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取扱方針
1 道路 (1) 車道	<p>基本方針</p> <p>本地域は、車による利用が多いため、道路沿線の修景に配慮し、<u>適正な自動車利用が確保されるよう取扱う。</u></p> <p>付帯施設</p> <p>ア <u>公園利用に必要な標識のデザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(環境庁編)(以下「整備指針」という。)」に沿ったものとし、自然素材を使用する。</u></p> <p>イ <u>防護柵は、できる限りガードロープ又はガードパイプとし、ガードレールを設置する場合は必要最小限とする。色彩は、焦げ茶色又は灰色とすること。</u></p> <p>維持管理上の留意事項</p> <p>ア <u>沿道の除草に、薬剤を使用しないこと。</u></p> <p>イ <u>車両からの空き缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への啓発を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努めること。</u></p>
(2) 歩道	<p>基本方針</p> <p>公園利用を促進するための<u>基幹的な施設</u>であり、<u>環境教育の促進に配慮し、適切に整備する。</u>整備に当たっては、<u>できる限り人工的な舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにする。</u><u>なお、浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も原則として、木材、石材等の自然材料を使用する。</u>また、歩道以外への利用者の立入を防止する措置を講じる。</p>

	<p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場及び公衆便所等の付帯施設の設置に際しては<u>景観</u>と調和した規模、<u>デザイン</u>、<u>色彩</u>とする。</p> <p>イ 歩道の<u>性格</u>に合わせて、<u>標識類の整備を図る</u>。標識類は、「<u>公共標識の整備指針</u>」に沿ったものとし、自然素材を使用する。</p> <p>管理方法</p> <p><u>標識類の整備やガイドブック等で利用者への周知を図り、利用の分散化を指導する。</u></p>
2 宿舎	<p>基本方針</p> <p>ア 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和した魅力ある宿舎の整備を指導する。<u>収容人員や建物は、現状の規模とする。</u></p> <p>イ デザインについては、周辺の自然、くじゅう山群眺望対象及び、周辺の建物やその他の施設との調和を考慮し、国立公園内の宿舎としてふさわしいものとする。</p> <p>規模等</p> <p>ア 建築物の高さは、<u>既存のものを超えないこと</u>。なお、長者原集団施設地区については、3階建て以下とし、筋湯宿舎の高さは、25m以下とする。</p> <p>イ デザインは、単純な形態で<u>景観</u>と調和のとれたものとする。</p> <p>ウ 屋根の形状は、<u>軒の出のある切妻</u>、寄棟、入母屋型式の勾配屋根とし、勾配は、10分の2以上10分10以下とする。現在陸屋根のものは、<u>勾配屋根への改築を指導する</u>。</p> <p>エ 屋根の色彩は、焦茶系統又は黒色系統とする。</p> <p>オ 外壁の色彩は、クリーム色、<u>ベージュ色、灰色、茶色の系統</u>とす</p>

	<p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場及び公衆便所等の付帯施設の設置に際しては、<u>風致</u>と調和した規模、<u>デザイン</u>及び<u>色彩</u>とする。</p> <p>イ <u>標識類は、歩道の状況に合わせて整備するとともに、適正な維持管理に努め、老朽化又は破損したものは撤去又は更新すること</u>。デザインは「<u>整備指針</u>」に沿ったものとし、<u>主として自然素材を使用すること</u>。</p> <p>管理方法</p> <p><u>各登山道毎に利用のレベルに応じた整備、維持管理を行う。</u></p>
2 宿舎	<p>基本方針</p> <p>ア 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和し、<u>地域資源を活用した魅力ある宿舎の整備を指導する</u>。</p> <p>イ デザインについては、周辺の自然、くじゅう山群眺望対象及び周辺の建物やその他の施設との調和を考慮し、国立公園内の宿舎としてふさわしいものとする。</p> <p>規模、<u>デザイン</u>等</p> <p>ア 建築物の高さは、<u>周囲の建築物の高さを考慮し、風致上支障のないものとする</u>こと。なお、長者原集団施設地区については、3階建て以下とし、筋湯宿舎の高さは、25m以下とする。</p> <p>イ デザインは、単純な形態で<u>風致</u>と調和のとれたものとする<u>こと</u>。</p> <p>ウ 屋根の形状は、切妻、寄棟及び入母屋の勾配屋根とし、勾配は、10分の2以上10分の10以下とする<u>こと</u>。現在陸屋根のものは、<u>建替え等の際に上記の勾配屋根とするよう指導する</u>。なお、<u>同一の敷地内に建築される小規模な倉庫、小屋及び特殊な用途等の建物については、この限りではない</u>。</p> <p>エ 屋根の色彩は、<u>焦げ茶系統又は黒色系統とすること</u>。ただし、<u>自然素材の場合は、素地色も可とする</u>。</p> <p>オ 外壁の色彩は、クリーム色系統又は茶色系統とすること。<u>自然素材</u></p>

	<p>る。</p> <p>カ 長者原集団施設地区は、建築物の壁面は、やまなみハイウェイ路肩より40m以上後退させることとする。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で収容力に見合う規模とする。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコート取扱要領について(昭和57年5月7日付環自保第138号通知)」第1により取り扱う。</p> <p>ウ 従業員宿舍、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とするとともに、宿舍と調和のとれた外部意匠とする。汚排水処理施設は、立地条件に応じ最良の設備を備えたものとする。</p>
<p>3 園地</p>	<p>基本方針</p> <p>展望、自然観察、散策、休憩等当該園地の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かすとともに、景観と調和したデザイン、材質、色彩で整備を図る。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>イ 施設の性格に合わせて、標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置する。</p> <p>ウ 建築物のデザイン等については、宿舍と同様とする。</p> <p>エ トイレは、利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレ設置を指導する。</p>

	<p>の場合は素地色も可とする。</p> <p>カ 長者原集団施設地区及び瀨の本北宿舍の建築物の壁面は、やまなみハイウェイ路肩より40m以上後退させること。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で、かつ利用者数に応じた適正な規模とする。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知。以下「テニスコート取扱要領」という。)別添1の第2により取り扱うこと。</p> <p>ウ 従業員宿舍、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とするとともに、宿舍と調和のとれた外部意匠とする。汚排水処理施設は、立地条件及び利用規模に応じ適切な処理能力を備えたものとする。</p> <p>エ 標識類は、周辺と調和したデザイン、材質及び色彩とすること。</p>
<p>3 園地</p>	<p>基本方針</p> <p>展望、自然観察、散策、休憩等当該園地の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かすとともに、風致景観と調和したデザイン、材質及び色彩により整備すること。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で、かつ利用者に応じた適正な規模とすること。</p> <p>イ 標識類は、施設の性格に合わせて、乱立を避け計画的な整備を図る。デザインは、「整備指針」に沿ったものとし、事業執行者は、適正な維持管理に努め、老朽化又は破損したものは、撤去又は更新すること。</p> <p>ウ 建築物の規模、デザイン等については、宿舍と同様とすること。</p> <p>エ トイレの規模は、利用者数に見合ったものとする。必要に応じてユニバーサルデザインにより整備すること。</p>

4 野営場	<p>基本方針</p> <p>公園利用のための健全かつ快適な野営場として、自然環境や風致景観の保全に留意して整備を図る。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>イ 施設の性格に合わせて、標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置する。</p> <p>ウ 建築物のデザイン等については、宿舎と同様とする。</p> <p>エ トイレは、利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレ設置を指導する。</p>	4 野営場	<p>基本方針</p> <p>公園利用のための健全かつ快適な野営場として、自然環境や風致景観の保全に留意し、利用者数に見合った適正な規模とすること。</p> <p>付帯施設</p> <p>3 - に準ずること。</p>
5 休憩所	<p>基本方針</p> <p>車道、歩道、園地等との位置を考慮し、計画的な整備を図る。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>イ 標識類は、乱立を避け統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置する。</p> <p>ウ 建築物のデザイン等については、宿舎と同様とする。</p> <p>エ トイレは、利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレ設置を指導する。</p>	5 休憩所	<p>基本方針</p> <p>ア 車道、歩道、園地等利用施設と連携し、各地区の自然環境に調和した利用者数に見合った適正な規模とすること。</p> <p>イ デザインは、周辺の自然、くじゅう山群眺望対象及び周辺の建物やその他の施設との調和を考慮したものとすること。</p> <p>付帯施設</p> <p>3 - に準ずること。</p>
6 駐車場	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、地形の改変を極力抑える。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 施設の性格に合わせて、標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「公共標識の整備指針」参照)で計画的に配置する。</p> <p>イ 建築物のデザイン等については、宿舎と同様とする。</p> <p>ウ トイレは、利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレ</p>	6 駐車場	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、地形の改変を極力抑えること。</p> <p>付帯施設</p> <p>3 - -イ~エに準ずること。</p>

	レ設置を指導する。
7 運動場	<p>基本方針</p> <p>テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコート取扱要領について（昭和57年5月7日付環自保第138号通知）」第1により取り扱う。</p> <p>色彩等</p> <p>舗装は灰色、茶色系統とし、フェンスは灰色、<u>焦茶色とする。フェンスの高さは4メートル以下でかつ周辺の樹木より低くする。</u></p>
8 公衆浴場	<p>基本方針</p> <p>公園利用のための健全かつ快適な施設として、質の向上を図る。</p> <p>デザイン等</p> <p><u>建築物のデザイン等については、宿舎と同様とする。</u></p>
9 避難小屋	<p>基本方針</p> <p>登山利用者の安全及び風致との調和に配慮し整備する。</p> <p>規模等</p> <p>ア 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、風速等気象条件を考慮して可能な限り低くする。</p> <p>イ 屋根の形状は、<u>切妻または寄棟とする。</u></p> <p>ウ 屋根の色彩は<u>焦茶色または黒色とする。外壁の色彩は茶系色、灰色とする。ただし、自然材料とする場合は、素地色も可とする。</u></p> <p>施設の維持管理</p> <p>利用の安全性・快適性を確保するため適切な施設の維持管理を行う。</p>

7 運動場	<p>基本方針</p> <p>テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの<u>取扱要領</u>」第1により取り扱うこと。（別添1）</p> <p>色彩等</p> <p>舗装は灰色又は茶色系統とし、フェンスの色彩は、灰色又は<u>焦げ茶色、高さは4m以下で、かつフェンス周辺に樹木がある場合は、その樹木より低くすること。</u></p>
8 公衆浴場	<p>基本方針</p> <p>公園利用者のための健全かつ快適な施設として、質の向上を図る<u>こと。</u></p> <p><u>規模及びデザイン等</u></p> <p><u>2 - に準ずること。</u></p>
9 避難小屋	<p>基本方針</p> <p>登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備する<u>こと。</u></p> <p>規模等</p> <p>ア 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、風速等気象条件を考慮して可能な限り低くすること。</p> <p>イ 屋根の形状は、<u>勾配屋根とすること。ただし、安全上の理由等から他の構造がふさわしい場合は、この限りではない。</u></p> <p>ウ 屋根の色彩は<u>焦げ茶色又は黒色とすること。外壁の色彩は茶系統又は灰色系統とする。ただし、自然素材とする場合は、素地色も可とする。</u></p> <p>施設の維持管理</p> <p>利用の安全性・快適性を確保するため適切な施設の維持管理を行う。</p>

10 博物展示施設	<p>基本方針</p> <p>国立公園を訪れる利用者に対し、自然、歴史、人文、観光等に関する情報を提供する施設の充実を図ると共に、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図る。</p> <p>デザイン等</p> <p><u>建築物のデザイン等については、<u>宿舎と同様とする。</u></u></p>
11 索道運送施設	<p>基本方針</p> <p>自然環境の保全に配慮した整備を行う。</p> <p>色彩・デザイン等</p> <p>ア 支柱及びリフトの色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>イ 付帯建築物のデザイン等については、<u>宿舎と同様とする。</u></p>
12 ゴルフ場	<p>基本方針</p> <p>現況の規模を維持する。</p> <p>付帯施設等</p> <p>付帯建築物については、既存のものを超えないものとし、デザイン等については、<u>宿舎と同様とする。</u></p>
13 給油施設	<p>基本方針</p> <p>商標等の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮する。</p>
14 給水・排水施設	<p>基本方針</p> <p>地区の需要に応じた施設の<u>充実を図る。</u></p>

10 博物展示施設	<p>基本方針</p> <p>国立公園を訪れる利用者に対し、自然、歴史、人文、観光等に関する情報を提供する施設の充実を図るとともに、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図ること。<u>展示は、できる限り利用者が体感できるとともに更新が容易な展示手法によるものとし、適宜更新するものとする。</u></p> <p><u>規模及びデザイン等</u></p> <p><u>2 - に準ずること。</u></p>
11 索道運送施設	<p>基本方針</p> <p>自然環境の保全に配慮した整備を行う<u>こと。</u></p> <p>色彩及びデザイン等</p> <p>ア 支柱及びリフトの色彩は、焦げ茶色又は灰色系統とする<u>こと。</u></p> <p>イ 付帯建築物のデザイン等については、<u>2 - と同様とする<u>こと。</u></u></p>
12 ゴルフ場	<p>基本方針</p> <p>現況の規模を維持する<u>こと。</u></p> <p>付帯施設等</p> <p>付帯建築物については、既存のものを超えないものとし、<u>規模、デザイン等については、2 - に準ずること。</u></p>
13 給油施設	<p>基本方針</p> <p>商標等の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮する<u>こと。</u></p> <p><u>デザイン等</u></p> <p><u>2 - に準ずること。</u></p>
14 給水・排水施設	<p>基本方針</p> <p>地区の需要に応じた施設の<u>規模とすること。</u></p>

各事業施工時の留意事項、修残土処理は、以下によること。

全事業共通	<p><u>&lt;許可要件&gt;</u></p> <p><u>以下の要件に適合すること。</u></p> <p>ア 擁壁は、<u>自然石または、自然石を模した表面処理を行ったもの</u>を用いること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面は、モルタル吹付けでないこと。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって<u>可能な限り蔓性植物等により緑化されること</u>となっている場合は、この限りではない</p> <p>ウ ロックネット、<u>ロックフェンスの金属部分は焦茶色または灰色</u>とすること。</p> <p>エ 残土は、公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合はこの限りでない。</p> <p><u>&lt;行政指針の方針&gt;</u></p> <p><u>工事に当たっては、以下について指導する。</u></p> <p>ア 土工事の施工に先だって、十分な落石防止柵等を設けることにより、敷地外への土石の崩落・流出を防止すること。</p> <p>イ 支障木は可能な限り移植し、表土については盛土表面等に利用すること。</p> <p>ウ <u>工事に伴い生ずる廃材等は、そのつど搬出处分し、周囲に放置または散乱させないこと。</u></p> <p>エ <u>主要利用拠点または主として公園利用に供される道路から望見される位置にある構造物及び法面、廃道敷、工作物撤去跡地は、当該地域に生育する樹木及び「修景緑化植物リスト」記載の植物を主体に緑化すること。</u></p>
-------	--

各事業及び行為施工時の留意事項、修景及び残土処理は、以下によること。

なお、以下により工法を限定しているものについて、その工法に関連して本管理計画策定以降に開発された新工法がある場合は、以下に関わらず適宜、風致上の影響の軽減効果を個別に検討するものとする。

全事業及び行為共通	<p>ア 擁壁は、<u>自然石又は自然石を模した表面処理を行ったもの</u>を用いること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面は、モルタル吹付けでないこと。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、<u>その周辺の風致又は景観と調和する措置として焦げ茶色、灰色等に着色又はつる性植物等により緑化されること</u>となっている場合は、この限りではない。</p> <p>ウ <u>ロックネット及びロックフェンスの金属部分は、焦げ茶色、灰色又は黒色</u>とすること。</p> <p>エ 残土は、公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合はこの限りでない。</p> <p><u>オ 主要利用拠点又は主として公園利用に供される道路から望見される位置にある構造物及び法面、廃道敷、工作物撤去跡地は、当該地域に生育する樹木及び「修景緑化植物リスト」(別添2)記載の植物を主体に緑化すること。</u></p> <p>カ 土工事の施工に先だって、十分な落石防止柵等を設けることにより、敷地外への土石の崩落及び流出を防止すること。</p> <p>キ 支障木は可能な限り移植し、表土については盛土表面等に利用すること。</p> <p>ク 自然法面で落石の危険がある箇所の<u>改修</u>については、ロックネット(茶色又は灰色)張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>ケ 橋梁については、<u>金属部分は焦げ茶色、コンクリート部分は灰色とする等、周囲と調和する色彩とすること。</u></p>
-----------	--

オ 自然法面で落石の危険がある箇所については、ロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。

カ 橋梁については金属部分は焦茶色、コンクリート部分は灰色とすること。

キ 野生動物の側溝転落死防止のため、必要に応じて皿型側溝・スロープ付きU字溝を用いること。

ク 野生動物の側溝転落死防止のため、できる限り皿型側溝又はスロープ付きU字溝を用いること。

第7 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃計画

利用者に対するゴミ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進することを計画の基本とする。清掃活動費補助対象団体である(財)大分県観光サービス公社の活動を支援、指導する。自然公園クリーンデー、春、秋のクリーン作戦等の行事を関係機関等との協力の下に、積極的に推進する。また、各施設管理者に対し施設周辺の清掃を促すとともに、ボランティアの育成、指導、一般利用者に対する美化思想の普及啓蒙に努める。

(1) ゴミ箱の設置について

ゴミの回収・処理体制が整備されている地区以外の地区には、ゴミ箱を設置しない。  
既設のゴミ箱で、収集体制が整備されていない地区のものは、撤去する。

(2) 車道沿線のゴミ対策

車両から捨てられる空き缶・ゴミの回収は道路管理者の責任において実施する。また、野外活動指導行事実施の際など機会あるごとに、利用者に対する美化思想の普及啓蒙に努める。

(3) 公園内の国及び県有施設の美化清掃及び管理は、下表の団体の責任により実施する。

施設名	所在地	執行者	管理主体	備考
<u>ビジターセンター</u>	<u>九重町</u>	<u>環境省</u>	<u>環境省</u>	<u>くじゅう地区管理運営協議会</u>
<u>公衆便所</u>	<u>九重町</u>	<u>環境省</u>	<u>環境省</u>	<u>〃</u>
<u>ビジター横駐車場</u>	<u>九重町</u>	<u>環境省</u>	<u>環境省</u>	<u>〃</u>
<u>旧ビジター前駐車場</u>	<u>九重町</u>	<u>環境省</u>	<u>環境省</u>	<u>〃</u>
<u>園地</u>	<u>九重町</u>	<u>環境省</u>	<u>環境省</u>	<u>〃</u>
<u>旧ビジターセンター</u>	<u>九重町</u>	<u>環境省</u>	<u>九重町</u>	<u>歴史民族資料館の倉庫と</u>

8 地域の美化、修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

ゴミ持ち帰りの定着を図り、併せて美化清掃活動を推進することを計画の基本とし、関係機関との協力の下に自然公園クリーンデー、クリーン作戦等の行事を積極的に推進する。また、各施設管理者に対し施設周辺の清掃を促すとともに、利用者に対する美化意識の普及啓蒙に努める。

ア ゴミ箱の設置について

ゴミの回収・処理体制が整備されている地区以外には、ゴミ箱を設置しない。既設のゴミ箱で、回収・収集体制が整備されていない地区のものは、撤去する。

イ 車道沿線のゴミ対策

車道沿線の空き缶及びゴミの回収は、道路管理者の責任において実施する。また、野外活動など指導行事の機会を通じて、利用者に対する美化意識の普及啓蒙に努める。

				して使用許可予定
<u>長者原駐車場</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>観光サービス公社</u>	<u>管理委託</u>
<u>由布鶴見岳登山施設</u>	<u>別府市</u> <u>湯布院</u> <u>町</u>	<u>大分県</u>	<u>由布鶴見岳自然</u> <u>休養林保護管理</u> <u>協議会</u>	
<u>別府阿蘇道路（車道）</u>	<u>別府市</u> <u>湯布院町</u> <u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>道路管理者</u>	
<u>牧ノ戸沓掛山線歩道</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>九重町</u>	<u>管理委託</u>
<u>九州自然歩道</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>九重町</u>	<u>管理委託</u>
<u>長者原牧ノ戸峠線歩道</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>九重町</u>	
<u>長者原すがもり歩道</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>九重町</u>	
<u>長者原園地</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>観光サービス公社</u>	
<u>筋湯駐車場</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>九重町</u>	
<u>くじゅうやまなみキャンプ村</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>観光サービス公社</u>	
<u>長原休憩所</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>九重町</u>	
<u>牧ノ戸峠園地</u>	<u>九重町</u>	<u>大分県</u>	<u>観光サービス公社</u>	

<u>大船山避難小屋</u>	<u>久住町</u>	<u>大分県</u>	<u>久住町</u>	
<u>久住山避難小屋</u>	<u>久住町</u>	<u>大分県</u>	<u>久住町</u>	
<u>沢水野営場・駐車場</u>	<u>久住町</u>	<u>大分県</u>	<u>久住町</u>	
<u>赤川野営場・駐車場</u>	<u>久住町</u>	<u>大分県</u>	<u>久住町</u>	
<u>法華院野営</u>	<u>久住町</u>	<u>大分県</u>	<u>久住町</u>	
<u>小田の池園地</u>	<u>湯布院町</u>	<u>大分県</u>	<u>観光サービス公社</u>	
<u>狭霧台園地</u>	<u>湯布院町</u>	<u>大分県</u>	<u>観光サービス公社</u>	
<u>黒岳男池園地・駐車場</u>	<u>庄内町</u>	<u>大分県</u>	<u>庄内町</u>	

## 2 修景緑化計画

### (1) 修景植栽を行う場合

修景植栽は、場所毎に別添の「修景緑化植物リスト」記載の樹種より選定した樹木等により行う。

### (2) 工事跡地の緑化・植生復元を行う場合

特別保護地区、第1種特別地域、極生相またはそれに近い自然植生の存する箇所については、施工後速やかに郷土産植物により植生景観を復元することを目標とし、緑化基礎工事に用いる資材は、自然材料を用いる。上記以外の地域についても、郷土産植物により植生景観の復元を図る。

## 第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

## (2) 修景緑化計画

緑化（森林整備として行うものを除く。）の指針は、以下のとおりとする。

### ア 修景植栽

場所毎に別添2「修景緑化植物リスト」記載の樹種より選定した樹木等により行う。

### イ 工事跡地の緑化又は植生復元を行う場合

特別保護地区、第1種特別地域、前記以外の地域であって極生相又はそれに近い自然植生の存する箇所については、工事施工後速やかに自生種により植生景観を復元することを目標とし、緑化基礎工事に用いる資材は、自然材料を用いる。上記以外に地域についても、自生種により植生景観の復元を図る。

## 9 その他

1 国有財産の管理

長者原集団施設地区の一部にある環境庁所管地には、博物展示施設・園地・公衆便所・駐車場等の直轄施設が整備されている。これらの施設の軽微な補修・清掃等の通常の維持管理は、くじゅう地区管理運営協議会及び(財)大分県観光サービス公社の協力のもとに行う。

なお、環境庁所管地の一部について使用を許可している事業者等には、適切な使用を図るよう指導する。

環境省所管国有財産の概要

地区名	面積 m <sup>2</sup>	主な所管施設
長者原	69,148	新旧ビクターセンター・園地・駐車場・給排水施設
	(442)	新ビクターセンター
	(5,808)	駐車場(旧VC前3,270、新VC横2,538)
	(421)	旧ビクターセンター
	(60)	ステージ
	(15)	車庫
	(48)	四阿
	(45)	自然保護官事務所
	(19)	公衆便所
	(20,084)	貸付地(北山やまなみ1,79.47 西鉄5,487.08 NTT27.20 北山荘5,489.04)
		歴史民族資料館916.71 案内所307.08 駐在所340.75 県道敷2,874.98 県園地駐車場1,627.94 水辺水道管敷339.00 水辺-1,450.88 九電44.20)
	173,523	自然観察フィールド(タデ原湿原)
	317	自然保護官事務所付帯宿舍敷地
	(78)	" 付帯宿舍

(1) 環境省所管地及び直轄施設の管理

本国立公園内の環境省所管地は、長者原集団施設地区の一部にある。環境省所管地には、博物展示施設・園地・公衆便所及び駐車場等の直轄施設が整備されている。これらの施設の軽微な補修及び清掃等の通常の維持管理は、くじゅう地区管理運営協議会の協力を得ながら適切に行う。

また、歩道等の直轄施設については、定期的な巡視等の実施により、利用者の安全確保に努める。

なお、環境省所管地の一部について使用を許可している事業者等には、国有財産使用許可書に基づき適切に使用するよう指導する。

## 2 その他の土地または事業施設の管理

国有財産以外の公園施設については、国立公園の利用施設として適切な管理が行われるよう各施設管理者を指導する。

## 3 その他

小田の池と池南東側の湿地は、絶滅のおそれある野生生物が生息・生育していることから、国立公園として特に重要な湿原を保護する目的で、大分県及び湯布院町により、池と湿地の保護ゾーンである池北側の民有地を買い上げた。

湿原等の重要な民有地については、買い上げによる保全を検討する。

区分	所在地	割合	面積	備考
大分県	湯布院町大字川西字丸2174 - 44他	3/4	約 5.1ha	特定民有地買上制度
湯布院町	"	1/4	約 1.7ha	
計	"		約 6.8ha	

## 第8 その他関連事項

### 1 阿蘇くじゅう国立公園連絡会議の開催

関係県、市、町、(財)自然公園美化管理財団、(財)国民休暇村協会等との連絡調整体制の整備を目的に、連絡会議を定期的に開催する。

### 2 関係機関との連携協力

関係行政機関とは必要に応じ連絡会議を開催し、情報交換連携強化に努める。

### 3 関係各種団体との連携協力

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃等を目的とする関係団体に対しては、積極的に交流を図り、連携協力を努める。

## (2) 直轄施設以外の施設管理

直轄施設以外の公園施設については、国立公園の利用施設として利用者が安全で快適に利用できるよう定期的な点検や補修等適切な管理に努めるよう各整備主体を指導する。特に公衆便所は、快適な公園利用を推進していくため維持管理の充実を図るよう指導する。

## (3) 関連施策との連携

くじゅう地域における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく、各種関連施策によって行われていることから、主に以下に掲げる場合には、各主体と緊密な連携に努め、各主体の協力の下、効果的な推進を図る。

### 文化財保護法に基づく自然保護施策

くじゅう地域にある国指定の天然記念物は、「大船山のミヤマキリシマ群落」及び「九重山のコケモモ群落」があり、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには文化財保護法に基づく許可等が必要となるので、事前に関係機関と調整する。

### 森林法等に基づく森林の保護施策

くじゅう山群の多くは国有林で、森林と火山性特殊荒廃地からなり、その大部分が保安林に指定されている。このため、森林の伐採、土石の採掘及び土地の形質変更の行為に制限があり、事前に関係機関と調整する。

### 景観法に基づく自然景観の保全施策

景観法においては、景観行政団体である県又は市町が主体的に景観計画を策定し、建築物及び広告物等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、自然景観の保護と良好な景観形成の促進が一体的に行われるよう相互に連携及び調整を図る。

<追補1> **阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域内における修景緑化植物について**

自然は一度破壊されると、どのような努力を払っても直ぐに元に戻るものではないという性格上、展望のための見通し線確保等許容される理由のある伐採等を除いて、開発工事による自然の改変は最小限に押さえる必要がある。

一方、土工事によって裸地化される場所については、少なくともその裸地面が将来とも安定するよう緑化等の設計、施工を行う必要がある。その場合の緑化は、自然の復元力が基本であって、緑化施工はその手助けを行うものとすべきであらう。これまで修景のための植物は、その環境の気象条件に適応したもの、土地条件に適応したものが、安定した植生を保つばかりでなく、緑化施工後の植生遷移をスムーズに行わせる事、更に周辺の自然植生への溶け込み易さという理由から、郷土産の種が適しているとしてきた。今後ともこの考え方を基本とはするが、次の3項目について問題ないかどうかを確かめることも必要である。

- (1) 仕上がりが美しいか、景観に違和感を与えないか。
- (2) 標高及び地形地質等の土地条件や現場一帯の植生に適合しているか。
- (3) 植栽植物によって当該地一帯の植生や植物分布等に異質の状況を生じさせる恐れは無いか。

以上の3項目についての問題が無い場合に、植栽する場所を次に掲げるくじゅう地域の主要な地区から選んで、そのリストから選定した植物種、または、周辺に多数分布する植物種により修景緑化を行うべきである。

なお、植え方等については、リストの後に掲げてある事例を参考に景観に違和感を与えないよう注意する必要がある。

「修景緑化植物リスト」

<高木及び亜高木>

落葉樹（平地及び尾根筋等）

ヤマヤナギ・ヤシャブシ・ヨグソミネバリ・カシワ・コナラ・ミズナラ・クリ・ブナ・ヤマグワ  
・ホオノキ・カナクギノキ・アズキナシ・ウラジロノキ・ナナカマド・ヤマザクラ・シラキ・ア  
オダモ・マユミ・ウリハダカエデ・コハウチワカエデ・コミネカエデ・シナノキ・コシアブラ・  
ハリギリ・ヤマボウシ・リョウブ・エゴノキ・オオカメノキなど

別添2 **くじゅう地域内における修景緑化植物について**

自然は一度破壊されると、どのような努力を払っても直ぐに元に戻るものではないという性格上、展望のための見通し線確保等許容される理由のある伐採等を除いて、開発工事による自然の改変は最小限に押さえる必要がある。

一方、土工事によって裸地化される場所については、少なくともその裸地面が将来とも安定するよう緑化等の設計、施工を行う必要がある。その場合の緑化は、自然の復元力が基本であって、緑化施工はその手助けを行うべきである。これまで修景のための植物は、その地域の気象条件や、土地条件に適応したものが、安定した植生を保つばかりでなく、緑化施工後の植生遷移をスムーズに行わせる事、更に周辺の自然植生への溶け込み易さという理由から、郷土産の種が適しているとしてきた。今後ともこの考え方を基本とはするが、次の3項目について問題ないかどうかを確認することも必要である。

- (1) 景観に違和感を与えないか。
- (2) 標高及び地形地質等の土地条件や現場一帯の植生に適合しているか。
- (3) 植栽植物によって当該地一帯の植生や植物分布等に異質の状況を生じさせるおそれは無いか。

確認の結果、問題がない場合に、植栽する場所を次に掲げるくじゅう地域の主要な地区から選んで、そのリストから選定した植物種、又は、現に周辺に分布する植物種により修景緑化を行うべきである。

なお、植え方等については、リストの後に掲げてある事例を参考に景観等への配慮が必要である。

「修景緑化植物リスト」

<高木及び亜高木>

落葉樹（平地及び尾根筋等）

ヤマヤナギ・ヤシャブシ・ヨグソミネバリ・カシワ・コナラ・ミズナラ・クリ・ブナ・  
ヤマグワ・ホオノキ・カナクギノキ・アズキナシ・ウラジロノキ・ナナカマド・ヤマザ  
クラ・シラキ・アオダモ・マユミ・ウリハダカエデ・コハウチワカエデ・コミネカエデ  
・シナノキ・コシアブラ・ハリギリ・ヤマボウシ・リョウブ・エゴノキ・オオカメノキ  
など

落葉樹（沢筋）

サワグルミ・アカシデ・イヌシデ・クマシデ・オヒョウ・ケヤキ・ハルニレ・ウワミズザクラ・イタヤカエデ・イロハモミジ・アワブキ・ナツツバキ・アサガラ・ニワトコ・ミズキなど

常緑樹

カヤ・モミ・シキミ・ヤブニッケイ・シロダモ

<低木>

落葉樹（平地及び尾根筋等）

ウツギ・コウツギ・ノリウツギ・バイカウツギ・カマツカ・コゴメウツギ・シモツケ・ナンキンナナカマド・マルバハギ・ヤマハギ・ハネミイヌエンジュ・メドハギ・コバンノキ・ヌルデ・オオコマユミ・コマユミ・ツリバナ・アキグミ・ナワシログミ・タラノキ・ネジキ・ベニドウダン・ヤクシマホツツジ・サワフタギ・タンナサワフタギ・ムラサキシキブ・ヤブムラサキガマズミ・コックパネウツギ・コバノガマズミ・ツクシャブウツギ・ニシキウツギ・ミヤマガマズミ・ヤマシグレなど

落葉樹（沢筋）

ネコヤナギ・アブラチャン・ケクロモジ・カクウツギ・コガクウツギ・ヤマアジサイ・ミツバウツギ・チドリノキ・ヤマハハソ・コバノクロウメモドキ・ウリノキ・モミジウリノキ・ケヤマウコギ・ハナイカダ・サイコクイボタ・コヤブデマリ・ヤマウグイスカグラなど

常緑樹

イヌガヤ・ミヤコザサ・ツルシキミ・イヌツゲ・アオキ・アセビ・ヤマツツジなど

<草本>

外来種は極力用いないようにし、在来種を利用する。在来種には、次に上げる種の利用が考えられる。

ノシバ、ススキ、トダシバ、メドハギ、シバ、ギョウギシバなど

落葉樹（沢筋）

サワグルミ・アカシデ・イヌシデ・クマシデ・オヒョウ・ケヤキ・ハルニレ・ウワミズザクラ・イタヤカエデ・イロハモミジ・アワブキ・ナツツバキ・アサガラ・ニワトコ・ミズキなど

常緑樹

カヤ・モミ・シキミ・ヤブニッケイ・シロダモ

<低木>

落葉樹（平地及び尾根筋等）

ウツギ・コウツギ・ノリウツギ・バイカウツギ・カマツカ・コゴメウツギ・シモツケ・ナンキン・ナナカマド・マルバハギ・ヤマハギ・ハネミイヌエンジュ・メドハギ・コバンノキ・ヌルデ・オオコマユミ・コマユミ・ツリバナ・アキグミ・ナワシログミ・タラノキ・ネジキ・ベニドウダン・ヤクシマホツツジ・サワフタギ・タンナサワフタギ・ムラサキシキブ・ヤブムラサキ・ガマズミ・コックパネウツギ・コバノガマズミ・ツクシャブウツギ・ニシキウツギ・ミヤマガマズミ・ヤマシグレなど

落葉樹（沢筋）

ネコヤナギ・アブラチャン・ケクロモジ・カクウツギ・コガクウツギ・ヤマアジサイ・ミツバウツギ・チドリノキ・ミヤマハハソ・コバノクロウメモドキ・ウリノキ・モミジウリノキ・ケヤマウコギ・ハナイカダ・サイコクイボタ・コヤブデマリ・ヤマウグイスカグラなど

常緑樹

イヌガヤ・ミヤコザサ・ツルシキミ・イヌツゲ・アオキ・アセビ・ヤマツツジなど

<草本>

外来種はできる限り用いないようにし、自生種を利用する。自生種には、次に掲げる種の利用が考えられる。

ススキ、トダシバ、メドハギ、シバ、ギョウギシバなど

< 植え方等について >

1 道路法面

道路整備については自然景観を損なわないものとする。やむなく変更する場合は、現状に近い植生に復元をめざす。

- (1) 道路を新設する場合は、既存の樹木をできるだけ伐採しない。
- (2) 道路わきは在来種の草本を、その背後に低木ないし亜高木を植える。
- (3) 道路に駐車場が接している場合は、道路境に土居（盛土）を設け、その上にツツジ、アセビ、等の低木を植える。また、土居は自然石等で保護するのが良い。
- (4) 道路わきの法面が大きい場合は、法面を数段に分けその犬走りに低木を植えたり、在来種の草本を移植する。その場合道路工事に係る表土は仮置きして、植栽土として使用すること。下の部分を石垣にするのも良い。

2 建築物や工作物の周辺

- (1) 建築物の周辺に修景が必要な場合は建物の全面及び周辺に草本と低木を配備する。また、建物が引き立つよう敷地の一角に高木を配備する。
- (2) 建物等の人工物を眺望上隠さなければならない場合は、必要部分を高木か亜高木で覆うか、または、敷地にゆとりがある場合は盛土をして段差を作り、その段差に低木を植え、遮蔽を行う。
- (3) 集団施設地区内など修景上のまとまりを表出するためには、いずれの施設も敷地の一角に同種の植物を植える。
- (4) 公共施設や宿泊施設は、まとまりのある低木や高木を敷地周辺に植える。

< 植え方等について >

1 道路法面

道路整備については自然景観を損なわないものとする。やむを得ず変更する場合は、現状に近い植生の復元に努める。

- (1) 道路を新設する場合は、既存の樹木をできる限り伐採しない。
- (2) 道路脇は自生種の草本を、その背後には低木又は亜高木を植栽する。
- (3) 道路に駐車場が接している場合は、道路境に土居（盛土）を設け、その上に低木を植える。また、土居は自然石等で保護するのが良い。
- (4) 道路脇の法面が大きい場合は、法面を数段に分けその犬走りに低木を植えたり、自生種の草本を移植したりする。その場合道路工事に係る表土は仮置きして、植栽土として使用すること。また、下部に石垣を施し、土壌の流出を防ぐことが望ましい。

2 建築物や工作物の周辺

- (1) 建築物の周辺に修景が必要な場合は、草本と低木を配置する。また、建物が引き立つように敷地の一角に高木を配置する。
- (2) 建物等の人工物を眺望上隠す必要がある場合は、必要部分を高木か亜高木で覆うか、又は、敷地にゆとりがある場合は盛土をして段差を作り、その段差に低木を植栽し、遮蔽を行う。
- (3) 集団施設地区内など修景上のまとまりを表出するためには、いずれの施設も敷地の一角に同種の植物を植栽する。
- (4) 公共施設や宿泊施設は、まとまりのある低木や高木を敷地周辺に植栽する。

別添3 特別地域内において採取又は損傷を規制する植物

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラ	マツバラ
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、マンネンズギ
ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ
イノモトソウ	フジシダ
シノブ	シノブ
オシダ	ツクシイワヘゴ、オリヅルシダ
ウラボシ	イワオモダカ
ツチトリモチ	キュウシュウツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ
ナデシコ	オグラセンノウ、マツモト(マツモトセンノウ)、ワチガイソウ、ワダソウ
キンボウゲ	ハナカズラ(ハナヅル)、レイジンソウ、タンナトリカブト、フクジュソウ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、アズマイチゲ、リュウキンカ(エンコウソウを含む)、タカネハンショウヅル、ツクシサバノオ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	ヒゴイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	タイリンアオイ(マルバカンアオイ)、クロフネサイシン、サンヨウアオイ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ベンケイソウ	アオベンケイ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、オオチャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ワタナベソウ、ジンジソウ、ダイヤモンドソウ(ウチワダイヤモンドソウ、ヤクシマダイヤモンドソウを含む)、クロクモソウ

バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）イワキンバイ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	イヨフウロ（シコクフウロ）、ツクシフウロ、コフウロ
スマレ	キスマレ、タチスマレ、シコクスマレ（ハコネスミレ）
セリ	ツクシゼリ（ヒナボウフウ）、ウバタケニンジン、ミツバグサ、ツクシボウフウ、
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、ヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲを含む。）カラムラサキツツジ（ゲンカイツツジを含む。）サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、フジツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）ツクシドウダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）コケモモ
サクラソウ	サクラソウ
リンドウ	リンドウ、ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ、ミツガシワ
ガガイモ	ツクシガシワ
アカネ	サツマイナモリ
ハナシノブ	ハナシノブ
ムラサキ	ハイカメバソウ（ケルリソウ）
クマツヅラ	トサムラサキ（ヤクシマコムラサキを含む。）
ゴマノハグサ	キュウシュウコゴメグサ、ツクシコゴメグサ、ヤマウツボ（ケヤマウツボを含む。）ツクシシオガマ、ツクシトラノオ（ヒロハトラノオ）、ホソバトラノオ（ホソバヒメトラノオ）、トラノオスズカケ、ツクシクガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ

マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ヤツシロソウ、サワギキョウ、シデシャジン、キキョウ
キク	シオン、ツクシコウモリソウ、テバコモミジガサ、ミコシギク、イワギク、モリアザミ、ヒゴタイ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオモミジガサ、ホクチアザミ、ミヤコアザミ、ツクシトウヒレン、ヒメヒゴタイ、キリシマヒゴタイ、キクアザミ、タカネコウリンク、サワオグルマ
ユリ	ケイビラン、ネバリノギラン、ヤマラッキョウ、タマボウキ、シライトソウ、キバナチゴユリ、ホソバナコバイモ、ツクシショウジョウバカマ、キスゲ(ユウスゲ)、イワギボウシ、ノヒメユリ(スゲユリ)、ヒメユリ、コオニユリ、ミドリヨウラク、ワニグチソウ、タマガワホトトギス、ミヤマエンレイソウ(シロバナエンレイソウ)
ビャクブ	ヒメナベワリ
アヤメ	ノハナショウブ、エヒメアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
イネ	シマノガリヤス(キリシマノガリヤス)、コメススキ
カヤツリグサ	コイワカンスゲ、ミヤマイワスゲ(ソボサンスゲ)、ヌマクロボスゲ(シラカワスゲ)、ヤチカ ワズスゲ、ツルカミカワスゲ、クジュウスゲ、オオアゼスゲ、ツクシテンツキ、ミカツキグサ、イヌノハナヒゲ、オオイヌノハナヒゲ、シズイ
ラン	ナゴラン、ヒナラン、シラン、マメツタラン(マメラン)、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ(タカネエビネ、ビゼンエビネを含む。)、ナツエビネ、キエビネ(オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む。)、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン(ホクロ)、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ダイサギソウ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ササバラン、フウラン、ヨウラ

クラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、  
ツレサギソウ、  
ヤマザキソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、  
ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、  
トンボソウ、キバナノショウキラン、ショウキラン